

## 令和6年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和6年12月9日（月曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

追加日程 議案第14号直接審議（先議）

日程第2 常任委員会議案付託

---

#### 出席議員（20名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	戸 村 ひとみ
5番	伊 場 哲 也	6番	崎 山 華 英
7番	永 井 孝 佳	8番	井 田 孝
9番	島 田 恒	10番	片 桐 文 夫
11番	遠 藤 保 明	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
17番	向 後 悦 世	18番	景 山 岩三郎
19番	木 内 欽 市	20番	松 木 源太郎

---

欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎

副 市 長 飯 島 茂

教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行 政 改 革 推 進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健 康 づ くり 課 育 て 支 援 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 長	八 馬 祥 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	ス <sup>ポ</sup> ーツ振興 課 長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長 事 務 局 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	戸 葉 正 和

**事務局職員出席者**

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案質疑

○議長（飯嶋正利） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第16号までの16議案を順次議題といたします。

ここで議員各位に申し上げます。

本日は議案の質疑でございますので、あくまでも議案の内容について疑義をたずねることに協力していただけるようお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。旭市議会の僕が林晴道であります。通告に従い、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

初めに、11ページの歳入から、18款2項1目財政調整基金繰入金2億1,059万9,000円についてです。財政調整基金の状況として、15年前、10年前、5年前と比較した基金の推移をお伺いします。

次からは歳出となりまして、12ページの2款1項1目一般管理費の中にある庁舎管理費1,003万2,000円についてです。こちらは本庁舎を2か所改修するとの説明でありましたが、1階にマイナンバーカードに関わる受付の設置と、2階にこども家庭センター開設に伴うレ

アウト変更とのことでした。

そこでまず、そもそもマイナンバーカードに関わる受付とはどのようなことで、こども家庭センターとはどのような事業であるのか、お伺いいたします。

続いて、13ページ、2款1項7目企画費1億3,058万1,000円の増についてです。ふるさと応援寄附推進事業4,358万1,000円と、ふるさと応援基金積立金8,700万円の増であります。これまでも議案質疑や委員会質疑、それに一般質問において、全国でこのふるさと納税が躍進しており、この寄附金は恒久的な財源ではありませんが貴重な自主財源であり、思い切った投資ができるので、本市においても大躍進が見込めると発言してまいりました。

本市においては、様々な広告宣伝にPR活動など膨大な税金を投入していますので、当初予算が大きな見込み違いではなかったのかと思います。その点、担当課の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） すみません、財政調整基金の15年前、10年前の推移ということで、今手元には、通告の内容から読み解けなかったので用意してございませんが、直近一応元年から5年までの年度末の財政調整基金の推移ということで、今手元にあるのはそれだけなんですけれども、令和元年度が95億7,948万5,000円、令和2年度が96億2,421万1,000円、令和3年度が92億157万4,000円、令和4年度が85億9,067万4,000円、令和5年度末が80億8,152万2,000円ということになっています。

すみません、15年前、10年前はちょっと今手元に資料ございませんので、申し訳ないです。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前10時 6分

再開 午前10時 6分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） それでは、市民生活課からは、（2）の一般管理費のうち、マイナンバーカードに関わるところをご回答いたします。

マイナンバーカード内に記録されている電子証明書は、カードの発行から5回目の誕生日まで有効で、更新時期を迎える方にはJ-LIS、地方公共団体情報システム機構から更新手続きのための通知が対象者へ郵送されます。通知を受けた方は、市役所の窓口で更新手続きを行います。

国が令和2年9月から開始しましたマイナポイントを付与する施策によって新規にカードを取得する方が急増いたしまして、その方々の5年後のカードの更新時期が到来します。今年度末から非常に急増いたします。

現在の市民生活課の窓口カウンターは5枠ありまして、ここで住民票や戸籍関係も同時に受け付けております。この電子証明書の更新を同時に行いますと、カウンターが常時塞がった状態になってしまいますので、玄関ホール内に更新受付のためのカウンターを設けて、受付窓口を分散させて、市民の待ち時間の軽減を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは（3）企画費増加の内容についてへ回答いたします。予算の組み方で当初の見込みが違ったのではないかという質疑でありました。

当初予算時におきましてもそうなのですが、一応ふるさと応援寄附、実績を基にその伸び率を考慮して当初予算を組んでおります。今回の補正ですが、本年度上期分の市外個人分の寄附の金額が、昨年の実績と比較しまして140%程度の伸びとなっております。それを見込みまして、通年分、1年分を見込んだものが今回の補正の増額となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私から、（2）の一般管理費の内容について、こども家庭センターはどのような事業かということについて回答いたします。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、市町村はこども家庭センターの設置に努めなければならないとされました。こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、妊娠期から子育て期に係る切れ目ない支援を行う事業となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） すみません、15年前と10年前の基金ということですがけれども、15年

前が18億7,669万円、10年前が62億4,891万6,000円になります。

先ほどR2年で、ちょっと桁を間違えて言ってしまったんですけれども、R2年度96億2,421万1,000円。すみません、96万とかって言ってしまって、申し訳ないです。訂正させていただきます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、再質疑を行います。

初めに歳入から、財政調整基金繰入金2億1,059万9,000円についてです。

通告にないからということで、通告しているので、そのぐらいの資料は手持ちで持っていないと、この後も質疑になりませんが、今回、人事院勧告等を踏まえての影響が1億4,000万円強となりますので、このことは非常に大きいので確認をいたしますけれども、では、直近10か年度で人事院勧告を踏まえての影響により財政調整基金の繰入れを行った実績を年度と金額を併せて伺います。

次に、マイナンバーカードに関わる受付とこども家庭センター開設でどれほどの施設利用者を見込んでいるのか。それから、2か所の具体的な工事内容と予算額についての詳細をお願いしたいと思います。

次に、企画費1億3,058万1,000円の増についてですが、ふるさと応援寄附推進事業いわゆる返礼品に関わる点を伺います。当初予算時より増加した具体的な返礼品目や増加を見込む返礼品目をお伺いしたい、お答えいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） ご質疑で人事院勧告の影響によって繰り入れた額ということで、特に人事院勧告で幾ら入れたというところではなくて、その都度その都度、歳出の状況によりまして歳入のほう不足する場合、その場合に財政調整基金から財政を調整するというところで、その足りない分を補填するというのが財政調整基金繰入金の考え方なので、特に人事院勧告、そのときに幾ら補填するかというよりは、全体の予算の中で歳入歳出のバランスを取るために不足の一般会計等に繰入れするというところなので、一個一個幾らというのはちょっとデータとしてはないところです。申し訳ないです。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） マイナンバーカードの電子証明書の更新に来られる方の数なんですけれども、今年度前半は一月当たり200人から300人でした。今年度末はそれが

一月当たり900人から1,000人という数になります。

工事の内容なんですけれども、本庁舎1階の玄関ホールの正面玄関入って左側に、マイナンバーカードの受付のための3人分の受付枠などを設置する予定となっております、カウンターや低いパーティションなどを設置します。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） こども家庭センターの利用見込みなんですけれども、こちらは相談業務の強化ということで、子育て支援課のほうにはだいたい1年間で3,000件ぐらいの相談が、来庁だけではないんですけれども、電話等で相談がございます。

あと、健康づくり課のほうで出生が年間400件ぐらいございますので、そういったところの相談業務の対応ということになってまいります。

工事の具体的な内容なんですけれども、レイアウト変更をしまして、窓口の位置ですとか執務用のデスクとか受付カウンターを新設するものと、あと庁舎のサインや電話機の増設に伴う改修も行います。

予算なんですけれども、こども家庭センターの予算は425万円となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、寄附が増えている中で増加が見込まれる返礼品ということでありました。

寄附が順調に伸びていてうれしいところなんですけれども、返礼品につきましては、やはり人気なのがハマグリとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長、答弁漏れが。

○市民生活課長（齋藤邦博） 申し訳ありません、答弁漏れがありましたので、回答させていただきます。

予算額につきましては、庁舎管理費1,003万2,000円のうち578万2,000円で、これらは個人番号カード交付事務費補助金ということで、全て国の補助金となります。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、再度何点か質疑を行います。

初めに、財政調整基金繰入金についてです。

先ほど人事院勧告を踏まえての影響による繰入れ実績、これを伺ったんですが、今年度は金額1億4,000万円強と書いてあったけれども、ここ10年間、ほかではそういう記載がないというようなことで承知をしました。ちょっと僕も疑わしいので、しっかり確認しなければというように思いますけれども、それでは、直近3か年程度で財政調整基金の繰入れ実績を名目と金額を併せて全てお伺いしたいなど、そのように切り替えます。

次に、マイナンバーカードに関わる受付とこども家庭センター開設で一定の利用者を見込むために施設の改修工事が必要となり、予算立てされたということが分かりました。

それでは、この建物内を人が移動するその経緯や動線の変容、それから、環境及び衛生面での取り組みがあれば伺います。

次に、ふるさと応援寄附推進事業ですが、都市部に集中する税収を地方へ分配し、地域活性化につながる効果があるので、全国でふるさと納税が躍進しています。この寄附は恒久的な財源ではありませんが貴重な自主財源であり、思い切った投資ができるので、後世に評価される未来のための使い方が期待されます。

本市においては、様々な広告宣伝活動にPR活動ですか、膨大な税金を投入しておりますので、ふるさと納税が増加していると僕は思っています。その点に関して、今回の増額補正以上に増加が見込める事業と考えますが、担当課の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうから、人事院勧告の影響額ということでのお話でございましたので、今回の12月補正におきましては、議員おっしゃるとおり、給与費明細書のほうには1億4,009万2,000円の補正……

(「2回目の質疑の回答ですか」の声あり)

○総務課長(山崎剛成) いや、3回目の。人事院勧告の関係でちょっと……

(「3回目は人事院勧告ではないですよ」の声あり)

○総務課長(山崎剛成) 2回目ですね。

(「2回目でよろしいですね」の声あり)

○総務課長(山崎剛成) すみません、人事院勧告の話がありましたので。

人件費に増額補正があった場合には、この給与費明細書のところ、今回で言うところの1億4,009万2,000円でございますが、人事院勧告、これまで毎年出ておりますけれども、旭市の人件費のほうに補正増額されるもの、また補正しなくても済んだものが年々、毎年それは年によって違いますので、毎年毎年必ずこの補正予算書に財政調整基金に係る繰入れがあるとは限らないということです。

(「本来、その点に関して3回目に質問したかったけれども、いいです、この場では」の声あり)

○総務課長(山崎剛成) 以上です。

○議長(飯嶋正利) 財政課長。

○財政課長(池田勝紀) 人事院勧告にかかわらず、直近3年の取崩額、財政調整基金の、それでよろしいでしょうか。

令和3年度が4億5,977万1,000円、令和4年度が6億5,000万円、令和5年度が5億4,390万1,000円を取り崩しております。

(「名目とか目的ってないんですか、一緒に聞いていたんですけれども」の声あり)

○財政課長(池田勝紀) 基本的には財源のほうが不足するというところで……

(「なんの財源が不足したかをちょっと質疑していたので」の声あり)

○財政課長(池田勝紀) それはその都度その都度歳出がいろいろあると思うんですけれども。

(「こんな形で1対1でやらないでくれよ」の声あり)

○議長(飯嶋正利) 晴道議員ちょっとその辺のところは、お願いします。

○財政課長(池田勝紀) では、基本的にはどれに幾らというよりは、歳出を組みまして、そのときに財源がどれだけあるかというところで、その都度その都度不足する部分というところを財政を調整することで、財政調整基金をそこから繰り入れたりしているというところで

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） その都度その都度の補正、特に令和4年度とかはかなりの補正がありましたけれども、そのときにどこにというのは、ちょっと細かくは出ないですね。基本的には、全体的に一般財源のほう不足するところを補填して、それぞれに分配しているというところになります。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 動線の変容についてなんですけれども、エントランス付近はやはり急増した更新手続きの市民の方が増えますので、多少は混雑することが予想されます。

ただ、混んでまいりましたときには、市民課の窓口の前に案内係を1人立てまして、それでその目的によって、もとある窓口のほうに、あるいはカウンターのほうにというふうに整理を行います。

また、環境面についてなんですけれども、引き続き現在も行っています環境と衛生対策を実施しておりますので、空気の環境とか明るさの測定などは行います。また、なるべくスペースが狭くなって混雑することを防ぐため、そのカウンターも玄関の窓側のほうに非常に寄せまして、なるべく狭い範囲で行いたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 2階の部分の人の移動の流れなんですけれども、最初に申し上げましたように、こども家庭センターは母子保健と児童福祉の両分野ということで、今の想定では健康づくり課と子育て支援課の間ぐらいに設置をしようという想定で予算を計上してございます。

なので、現在も健康づくり課、子育て支援課、隣り合っておりますので、人の流れ的に大きな影響はないと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） ふるさと応援寄附ですけれども、増加が見込まれると思うがということでした。確かに全国的にふるさと応援寄附については伸びております。

旭市についても、伸びてはいるんですけれども、まだまだ伸び代はあると思っていますし、そうしたいと考えております。引き続き、先進事例等を踏まえながら、参考にしながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、お願いします。

私は、一般会計の補正予算の質疑に関しましては、前者、林議員と質疑自体、総括的なところは重複しておりますので、あらかじめ理解はいたしました。またさらにちょっと疑義が深まったところのみ質疑をさせていただきます。

まず、11ページの財政調整基金の繰入れです。

こちら、かなり詳しく林議員のほうから質疑がございました。私のほうからは1点、6年度末、今年度末の財政調整基金の見込額と、あと今回の補正で財政調整基金があの額になった理由というか、私は国とか県とかの補助、国庫支出金とか県の補助とかのものを除いたもの、入ってくるものの総額のうちのそういった部分を除いたものが財政調整基金で賄われるのかなと思っているんですけれども、安易にはやっつけていっちゃらないとは思いますが、どこからかの歳入が見込まれるものというの、かなり検討済みで、全ての努力をされた上での財政調整基金のこの金額になっているかどうかという、そここのところの根拠をお願いしたいんですね。ですから、国・県補助金、国庫支出金、それ以外のところで、全てが財政調整基金になっているのかどうかということも込めてお願いいたします。

それから、2番の庁舎改修工事です。これ、私のところは13ページと書いてありますけれども、林議員と同じく12ページ、13ページにわたっていますので、こちらの財源のほう、578万2,000円、こちらがマイナンバーカードに係る、係るといいますか、マイナンバーカードの更新等で相当な人数が庁舎に押し寄せられるのではないかというような想定で、578万2,000円もかけて庁舎入り口の横のところ、入り口から入ったところに3人分のカウ

ンターとパーティションを設けられるということだったんですけれども、これ3人分のカウンターとパーティションで578万2,000円になるってどういうことなのかなというのを非常にちょっと分からないでいるんですね。想像ができない。

一般的な会社で、事務所が非常に手狭になりました、そのときにカウンターを増やします、パーティションつくりますで578万2,000円も出すものかなと思うわけですよ。財源としては全て国庫から出ますということでご答弁がありまして、じゃ、国庫からならいいのかということだと思っんですよ。国庫といえども、私たちの税金というか、市民の方々が払われた税金とか、あと将来負担、子どもたちに負担が残ってしまうような国債みたいなもので賄われているわけですから、ここのところをもうちょっと詳しく教えてください。578万2,000円、これが、何回も言いますけれども、ちょっと低めのカウンターとパーティションとおっしゃったと思っんです。3人の事務をやる人が座れるというようなことですかね。というようなご答弁だったんですけれども。

それから、この物すごい数が押し寄せるみたいな感じの説明だったんですけれども、1日200人から300人のところが年度末で800人から1,000人になろうかなと。そうしましたら、これから先の578万2,000円もかけて改修したところ、これが令和7年度、令和8年度でどういうふうな人数というんですか、推計されていますか。これだけの金額かけておいて、毎年800人から1,000人が押し寄せるんですか、1日。そういうふうな想定ですかね。

もう1点、これは今まである既存の、庁舎内で1階入り口付近での空きスペース、小学校と一緒に、空き教室と言ったら空き教室なんかありません、余裕教室ですみたいなことを言われるんですけれども、空きスペース、ちょっと言い方が分からないんですけれども、空いているわけではなくて、このために活用できるようなスペースがないかどうかというのは検討されましたか。あれは会議室というのかな、入ってちょっと奥のほうにかなり広いスペースがあると思っんですけれども、市民課の前を通過して、奥の左のほうにかなり広いスペースがございしますが、ああいうところとかの検討はされませんでしたか。

それから、これは国庫支出金ですと、全て国庫から賄われますというご答弁だったんですけれども、これは歳入のほうのどこかに入っていますか。それも教えてください。

あと、こども家庭センターで425万円、これは財源としては市単独ですか。国・県とかから出るお金ですか。市単独だとすると、これはまさに財政調整基金からそのまま出るんだと思っんですけれども、これも同じく空きスペースといいましようか、活用できるスペース、こども家庭センターということで国のほうからやりなさいというようなことでやっている

というような話だったんですけれども、そうしましたら、ここ財源としてちょっと引っ張れるところがあるのかなのか、そのあたりのところと、それからスペース的なところで、こんなに425万円もかけなくても活用できるところがあるのではないかというふうな、私はそのように見ておりますので、そこのご答弁をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、財政調整基金の繰入れの関係で、年度末の財政調整基金の現在高の見込みということで、最初がその見込みなんですけれども、一応今回補正通りましたら、現在では77億4,424万3,000円となる見込みになっています。

それから、繰入れの仕方というところなんですけれども、今回補正のほうでいろいろ歳入財源とか出ていると思いますけれども、いろいろ国庫から来たり県から来たり、あと寄附金の増額とか歳入ありますけれども、そういった中で不足する分ですね、2億1,398万3,000円が不足しているという中で、その中で今回の普通交付税の留保額338万4,000円を充てて、その残りの部分の2億1,059万9,000円を財政調整基金から繰入れするというものです。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） では、マイナンバー関係のことについて回答いたします。

設備内容はちょっと私のほうでは答えられませんので、行政改革推進課から回答していただきたいと思います。

更新手続きに来る方の推計なんですけれども、カードの更新、カード自体の更新も含めまして、令和7年度が1万207件、令和8年度1万3,823件、令和9年度1万1,797件となります。これは、マイナポイントの第1弾の期間と第2弾の期間がありましたので、第2弾で急増した方の終わりまでということで、この更新手続きは令和9年度まで続きます。

それで、空きスペースの関係なんですけれども、結局令和9年度まで3年以上を要しますので、会議室をこの事務のためだけに3年間占有するということができませんでした。

また、本庁舎以外の建物についても検討はしたんですけれども、まずそのカードの管理、輸送、確保、その管理ができませんので、なるべく紛失とか盗難とかの危険がないように本庁舎内で行いたいとしたものです。

それから、歳入の書かれている場所なんですけれども、予算書タブレットの9ページの部分となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、こども家庭センターの設置に伴う庁舎改修工事の425万円の財源ですけれども、子ども・子育て支援交付金で、負担割合は国が3分の2、都道府県が6分の1、市町村が6分の1ということで、国庫補助金を283万2,000円、県補助金を70万8,000円と見込んでおります。

あと、活用できるスペースということなんですけれども、先ほどもご答弁申し上げましたが、健康づくり課と子育て支援課の間のスペースをレイアウト変更したりですとか、電話の工事をしたりですとか、そういった工事をして、そちらの部分をセンターとして利用を予定しております。といいますのも、やはり子育て支援課とも健康づくり課とも今後も連携していく部分があるので、そこが一番いいのかなということで考えました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 庁舎管理ということで、私のほうからご説明をいたします。

こども家庭センター425万円、マイナンバーの受付578万2,000円と、いろいろ改修を行うについて少し高いのではないかというようなご指摘でした。

これにつきましては、現在庁舎で使っている什器、こういったものを併せて同じメーカーから見積りを取ったものでございます。先ほど両課の課長からもありましたが、スペース等については、独占的に会議室を占領してしまうとか、いろいろな事情をいろいろ考慮した中で、仮設で1階についてはカウンターを増やすというようなことで、これが一番最善の方法であると考えて、そこに設置をするために要する費用がこれだけかかるということです。必要なものですので、そういった形を取らせてもらったということです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 必要なものなのでって、それはもちろんですよ。必要ではないものを計上されていたら大ごとですから。内訳を教えてください。

さっきから言っていますように、3人が座るためのカウンターとパーティション、もっとこんな高額ではなくて簡素なものでできるのではないかと思うわけです。3年間使うわけですからということだったんですけれども、スペース的には入り口の入ったところでいいとして、いろいろ机だとかパーティションだとか、そういうものが現在使っているものと同等的なものって、同等レベルのものということですか。その内訳を教えてください。

7年度の見込みが1万207人とか何かですか。その後も1万3,823人だとか1万1,797人、これ年間ということだと思えるんですけども、これを庁舎が空いている日数とかで割ると、1日一体何人なんだということになると思うんですよ。これが、私、物すごい人数の人が押しかけるというイメージが湧かないんですよ。この年間で1万人というこの数字が。そうしましたら、1日何人の人がというふうに見ていらっしゃるかというのを教えてください。

あともう一つ、財政調整基金のほうなんですけれども、6年度末というのを伺いましたのは、もう1回補正が年度内にありますよね。分からないですけども、違うんですよ。市長の公約等で挙げられている政策とかが、大型歳出というか、そういうものが見込まれているかないか、そこのところだけ。年度末の金額をお伺いしたのは、単に引き算でこの金額というふうなことではなくて、これから後、年度内に何か見込まれているようなものがあって、その内容は聞きません。あつて、だいたいこれぐらいの数字が財政調整基金として残るといふような、そういったところをお願いしたいです。引き算の話ではないんですよ。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 引き算以外ではないんですけども、9月の決算でも5年度末の財政調整基金の金額をお示しした、80億円ちょっとあるという。そこから6年度の当初予算に充当したりとか、それから6月補正とか今回の12月補正という、その不足の財源があった場合は財政調整基金から繰り入れるというところで活用しています。

ただ、今現在でこれから補正何があるかというのはまだ真っ白な状態なので、必要であれば、こういった財政出動が必要だと、そういう支出が必要だと、住民のために必要だという政策があれば、それは惜しみなく使っていきたいなど、そういうふう考えております。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 1日何人かということでございますけれども、単純に1万3,000人を250日で割ってみましたところ、52人となりましたので、50名程度ということなんですけれども、更新にかかる時間が、多くの方は暗証番号を忘れていた方がほとんどでありまして、そうしますと、1人当たりやっぱり10分かかってしまいます。それと同時に、このマイナンバーカードの関係の手続きだけではありませんので、特に転出入の関係ですと1人当たり30分以上はかかってしまいますので、やはり窓口の混雑が、特に3月、4月、年度更新時期には非常に混雑いたします。

また、マイナポイントの第2弾の時期がこの後、第1段目の山が来た後、第2段目の山が来ます。これがまた1年以上続きますので、3年以上にわたって使いますので、別な場所で行うことができませんので、玄関スペースを貸していただきまして、そちらで行わせていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） マイナンバーの受付の体制なんですけれども、議員、3名で受けるというか、3か所で受けるというようなイメージを今持ったかと思うんですけれども、3か所、3人でというお話でちょっとその辺上手に説明するのは難しいんですけれども、3人で受けるということではなくて、まずカウンターとしては、更新を受ける受付のカウンターを設置します。その後に、そこで疑義や書類を受け付ける3か所のカウンターを設置します。あとは、その申請書を作成するパソコンやら何やらを置いたカウンターということで、計五つのブース的なものができて、そこに椅子やらカウンターやら、あとは机やら、そういったものを配置した際に、先ほど言った全部で578万円ほどかかるということです。

細かく言えば、今言った椅子とかカウンターとかそういったものの合計になるんですけれども、例えば一つの受付カウンターについては、全部を設置したときに61万円ほどかかる。あとは一般的な方を処理するところでは、そこについては123万円かかる。あとはパソコンとかで申請書を作成したりするブースについては52万円ほどかかるという、そういった細かい見積りが出ております。それで合計で、先ほど言った578万円という形になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 割り算すると1日50名ということになりますということでしたが、今回、前者での答弁で、200人から300人1日に押しかけているものが800人から1,000人も押しかけるんだよと、それでこういうふうな場所が必要で、しかも金額的にはこんなになりますよというふうなことなんだと思ったんですけれども、ただ、割り算してもらおうと1日50名。1日、今度800人から1,000人とか押しかけるような、押しかけると言ったら変ですね、800人から1,000人1日に処理をしなければいけないような、そんなことというのが起こり得るんですか。次の更新がどうのこうのというようなことをおっしゃっていましたが。

というのは、私は費用対効果のことを言っているんですよ。ですから、どうしても使える場所が見つからなかったので入り口のところに作りますという、そこまでは分かりました。ただ、そうしたときに、単純な割り算をすると1日50名の方に、ただパスワードを忘れてい

る方とかがいらっしゃるから非常に時間がかかるんですよというようなご答弁だったと思うんですけども、非常に時間がかかるといっても、何百人分というような、そういうことが考えられるのかなと思うわけですよ。それを考えると、3年間で、3年間分の増設場所で578万2,000円というのがどうなのかなという。

内訳をきちんと聞いたかったんですけども、カウンターが一つ61万円とか、あと、何か、受付をするところが百何十万円とかなんとかあって、物すごくアバウトな感じで、何とも本当にきちんと積算をしていらっしゃるのかなというのが、費用対効果を込めて積算をしていらっしゃるのかなというのが物すごく私としては懐疑的です。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。800人とか1,000人が月ということだったら、なおさらですね。月1,000人をまた割り算してみてくださいませ。そういったところから、根拠がきちんと説明できるような積算になっているかどうかというところを再度お伺いして、図面やら何やらも後ほど見せていただきたいです。図面、それからそれぞれの備品とかそのあたりのところ。聞いてくださっていますか。課長、聞いてくださっていますか。大丈夫ですか。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 私のほうから人数について回答いたします。

急増しまして、今年度末から800から1,000人というのは月当たりということですよ。月当たり1,000人で割ったところ、やはり50人、営業日で割りますと50人ということになります。

その50人の扱いなんですけれども、結局、今市民生活課で持っています5枠の窓口で戸籍や住民票の交付、パスポートなどを執り行っていますので……

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 5分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、カウンターやら椅子やら、内容について細かくお話しできればいいんですが、かなり細かくなってしまいますので、それで先ほどパーティションって、その部分部分についてちょっとお話をしました。この辺は、数字的なものはきちっと精査しております。玄関エントランスです。これは市の顔、皆さん入ってくる場所ですから、そこはどういったものが必要かというのは十分に考慮して、この3年間だけではなくて、今後も使用できるというようなことも考えた上での設置ですので、また細かい見積りについては委員会のほうでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 通告いたしました議案第2号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

人事院勧告を踏まえたことによるものが、この我々議員を含む議案第2号の議員手当等についてから、ほかの皆さんの議案第5号までございまして、こちらでまとめて伺いたいと思

います。

それでは、令和6年の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告の趣旨について、特に民間準拠の捉え方についての見解、これを併せてお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

まず、趣旨ということでございますので、人事院勧告のほうの趣旨でございますが、公務員においては労働基本権が制約されているため、その代償措置として公務員の適正な処遇を確保するというところで、その人事院勧告等の趣旨となっているところでございます。

民間準拠ということでございますけれども、地方公務員法におきましては、こちら人事委員会ですね、人事委員会が都道府県、政令指定都市には必ず設置されるということで、人口15万人以上の特別区また市は人事委員会または公平委員会を選択設置ということになっておりまして、人口15万人未満の旭市においては、人事委員会のほうを設置していないということでありまして、情勢適応の原則に基づく民間企業との給与水準の均衡を図るために、こちら人事院勧告、千葉県人事委員会の勧告に準拠しているというところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 地方公務員法ということでありましたけれども、第24条第2項にある「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされております。

人事院勧告が民間事業者の給与の事情を反映して、この勧告に準拠して給与改定をする自治体が多く、結果として国及び地方公共団体の事情を考慮したというように思われますが、しかし、法の趣旨は、旭市地域の民間事業の従事者の事情を考慮せよと言っております。

本市では市内の実情を調べたのでしょうか。また、人事院勧告の民間給与実態調査の対象事業所は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上であるはずですが、本市ではどのような事業者が該当し、どのぐらいの事業者があるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えをいたします。

市内の企業との関係と、調査のほうというお話でございましたけれども、まず旭市としてで

ございますけれども、地域の実情を踏まえるということはとても大事なことでありますけれども、総務省のほうからの通知でちょっとお答えさせていただきますと、給与決定の考え方から言えば、何らかの形で市内民間企業の給与を調査し、当該市町村の職員の給与と比較して給与決定を行うことが理想ではありますけれども、市町村単位に民間給与を調査することは、考慮すべき民間事業者が大きく偏在しているとともにサンプル数が制約されていること、またそのようなデータの信頼性なども含めて、調査をもししようとする市町村にとって物理的、人的、財政的に負担が大きいことを踏まえると、調査のほうは現実的ではないということでございます。そういったこともちょっとご理解いただければと思います。

50人以上の、旭市内でもし調査するとすれば、人事院が調査しているような50人以上の企業がどれくらいあるかということでございますけれども、事業所数的には50人以上、66事業所等がございまして、ちょっと産業別とかいろいろその種類は調査まではしてございません、申し訳ありませんが、先ほどの総務省の通知のほうと重なりますが、やはりちょっと市町村にとっては、物理的、人的、財政的にも負担が大きいということで、市町村単位では調査のほうをしていないということが実情でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 皆さんもそうで、僕もそうなんですけれども、市民の貴重な税金を頂戴してこのように仕事をさせてもらっております。旭市のため、市民のため、愛する人のため、いろいろあるでしょうけれども、市民とかけ離れてはいけないなど、そのように思うので、その意識を持ってほしいなど、そのように思って確認しました。旭市内の民間事業者の実態とかけ離れることがないような取り組みをお願いしたいと、できているのか確認したかったわけでありませう。

せめてボーナスの実態は、アンケートでも調べる気はないものなんではないでしょうか。最後にお伺いをいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） ボーナスの市内の企業に対しての調査ということでございますけれども、先ほどの回答と重複してしまいますけれども、その考慮すべき66社の企業にそれぞれの調査をかけるということになりますと、どんな調査をしたらいいとか、いろいろ負担のほうが出てまいります。そしてやはり、先ほどの回答と重なりますが、物理的にも人的に

も財政的にも負担が大きくなってしまおうというところで、こちらのほう、ボーナスの調査のほうも今のところ考えてはいないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、お願ひします。

旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑いたします。

一つ目、道の駅季楽里あさひ使用料の大幅値上げの理由について伺ひます。

二つ目は、この値上げによる生産者や市民への影響について伺ひます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、（1）からお答えします。

まず、道の駅季楽里あさひですが、平成27年10月の施設開設以来、使用料の改正は行っておりませんでした。今回、その間の物価上昇等を考慮した見直しを行うものです。金額、大きく変更がありました農水産物等販売施設、それと飲食提供施設について、ちょっと内容をお話しします。

まず、農水産物等販売施設につきましては、まず現状ですが、これは商品の販売を希望する人は、出荷者協議会に加入した上で、指定管理者に対して販売を委託しております。これは指定管理者の自主事業で行っております。その際に出荷者は、指定管理者と交わす販売委託出荷規程に基づきまして、15%から30%の販売手数料を指定管理者に支払っております。こちらについてはこの使用料とは別でありまして、こちらについて変更はございません。

今回の改正は、利用者が個人として直接施設を使用した際に、使用料を現在の販売手数料に近づける改正となっております。条例施行後の次期指定管理期間においても、当面は同様の委託販売を予定しておりますので、出荷者の負担のほうは変わりません。

次に、飲食提供施設ですが、開設当時、平米単価がほかの施設に比べ低かったため、その単価を統一しました。その結果、今回の増額となっております。ただ、飲食提供施設については、現在指定管理者が直接使用しておりますので、収入等の変更もございません。

次に、（２）値上げによる生産者や市民への影響についてになります。

今回の改正ですが、これは事業者などが道の駅季楽里あさひを使用した場合に支払う使用料の上限を定めるものです。指定管理者はこの使用料の範囲内で、市長の承認を得て、利用料金を定めることとなります。

次期指定管理の期間の料金設定ですが、指定管理者が決定された後に決定することになりますので、現時点での指定管理者の方針を申し上げます。

テナント施設以外、飲食提供施設や農水産物等販売施設になりますが、これは現在の方式が変わらなければ利用料金の変更はございません。テナント施設ですが、今後利用者と協議を行いまして料金を決定していく予定であります。

道の駅を買物で利用される市民に対しては、今回の改正で影響はないものと考えております。ただし、出荷者等、個別の事情により物品の値段が上がっているケースはあると聞いております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ちょっとにわかにイメージが湧かないんです。最終的には市民や生産者への影響等もないということだったんですけれども、イメージを湧かせたいので、具体例を挙げて説明していただけないですか。個人が利用する場合のとか、そういったときの、じゃ、どういうことがあって、それがどれだけ値上げになるのかとか、そういう具体例をお願いいたします。

あと、議案説明のときに、これは上限であって、あとは指定管理者が、その範囲内だったら自由度を持たせて決めることができるというような説明があったと思うんですけども、これはなぜそういうことになっているんですかね。というのが、株式会社道の駅の社長は市長で、充て職で市長になっていると思うんですけども、何でこういうことになっているのかなというのが、ちょっとご説明をいただきたいです。

これはいわゆる道の駅等ほかのところとかでも、一般的にこういうやり方なんですかね。そのところもお願いいたします。

それで、今までもそういうことだったんですよね、きっと。平成27年からそういうやり方で、上限を決めておいて、その中で自由度を持たせているというやり方でやってきたということでもいいですかね。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 確認ですけども、今二つ質疑がございました。最初のやつは（１）、次のやつは（２）ということよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） では、まず（１）販売方式の具体的な例をとということでした。

農水産物等販売施設、野菜で考えますと、今は出荷者は、野菜を持って行って、直接その方が販売しているわけではありません。道の駅がその販売を請け負って、あそこで並べて料金を回収して手数料を取っています。その手数料が、この使用料ではなくて、出荷規程に定められています、物品によって違いますが、15%から30%、その手数料を道の駅がもらっている。

今回の使用料は、例えば出荷者の方がそこのスペースに物を置いて、自分で販売をして料金を徴収して、自分で販売手数料を指定管理者に払う、そういったやり方、実際はそういったやり方はしておりませんので、あくまでも道の駅の自主事業ということで、出荷をしたい方は委託販売する、その際には手数料を支払うというやり方が現状になっています。

（２）になります。

（「飲食のほうは」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 飲食のほうは、現状、道の駅が使っておりますので、使用料は発生しておりません。今回の改正に当たっては、先ほど言いました平米単価が当初から低かったのが、ほかの部屋と単価を合わせました。これについては、現状まだ道の駅が管理しているので影響はないんですけども、この先いろんな経営形態を考えたときに、単価はそろ

えておいたほうがいいだろうということで、今回見直しております。

上限についてですが、これは議員もおっしゃいましたが、施設の開設当初から条例のほうで上限を定めて、それを基に指定管理者と市が協議するというをやっております。これの根拠ですが、旭市道の駅の設置及び管理に関する条例、ここの中で「利用料金」ということでその部分がうたっております。「利用料金の額は、旭市使用料及び手数料に関する条例に定める使用料の額の範囲内において指定管理者が定める額」ということで、これを根拠にしておりまして、開設当初からこれでやっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、よろしく願いいたします。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、お願いします。

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを質疑いたします。

今回、布施学校組合が解散すると、するかされたのかどっちかだと思ってしまうんですけども、ということで、この事務組合に入っているところでの協議をするためのという議案だと思

んですけれども、この布施学校組合の解散による旭市への影響があるのかないのかお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

千葉県市町村総合事務組合の構成組織から、今回布施学校組合が抜けることにつきましては、本市への影響ということでございますけれども、組合に支払う負担金等も含めまして、本市に与える影響は特にございませぬ。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） こういうふう解散するところが出てくると、かなりの数、解散とかになると影響は出てくるのではないかなと思ひまして聞いてみたんですけれども、本市はこの事務組合に、毎年これは積み立てているというのか何というのか、負担しているというんですか、その金額と今後の推移、どういうふう推計していらっしゃるかと、これは職員の退職金とかを積み立てているという、言葉があれなんですけれども、負担しているというんですかね、どんなふうに見ていらっしゃるかというのをちょっとお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 本市の負担金ということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、総合事務組合のほうへ支払っている主な負担金につきましては、退職手当が該当するわけでございますけれども、こちらのほうはそれぞれの団体ごとで計算されるわけですが、現在手元にその金額、その推移とかというのをちょっと、退職金につきまして本市の金額のデータはちょっと手持ちがありませんので、また後で調べさせていただきます。

すみません、今ちょっと負担金のほう出ましたが、負担金のほう、こちらは、今年度の負担金につきましては、退職手当ですね、退職手当負担金につきましては、2億5,258万8,000円でございます。その他にもいろんな負担金がございますけれども、退職手当につきましては以上でございます。

推移、推計は3年ぐらいの推計でしょうか。いいですか。

（「手元があれば」の声あり）

○総務課長（山崎剛成） すみません、そちらのほうも、申し訳ありません、手元に数字のほ

う持っておりません。今資料がございませんので、後でちょっと回答させていただきます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 一応お願いはしておいたんですけれども、手元にないということですので、後ほど教えてください。

何か来ましたよ。

○議長（飯嶋正利） 今、来ましたので。

○4番（戸村ひとみ） 来ましたね。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 申し訳ありませんでした。それでは、退職手当負担金の3年間の推移でご回答させていただきます。

まず、令和3年度です。令和3年度が2億7,772万4,000円、令和4年度が2億7,860万6,000円、令和5年度が2億8,010万6,000円と、推移は以上でございます。

（「推計は」の声あり）

○総務課長（山崎剛成） すみません、続けて将来的な計算でございますけれども、また、そちらのほうにつきましても職員のほうの数とかがありますので、職員の数が大幅に増減とかしない限り、この程度の数字で推移するのかなど、そのように考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第11号、指定管理者の指定について、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園の指定管理者として、今回、千葉市美浜区高洲3丁目11番3号、株式会社塚原緑地研究所が指定されるという議案が出されました。期間は令和7年から令和12年までの5

年間であります。そこで、これに関しまして何点かご質疑申し上げたいと思います。

まず、2枚目の選定経過は、令和6年6月1日に募集要項が公表されて、12日から28日まで受付、8月20日に審査、選定し、結果としては、この参考資料の中にあるように2者が応募して、この議案に出ている塚原緑地研究所が、満点が1,650点で、得点が1,148点、もう一方の応募者が、得点が1,123点で次点となったということで、この塚原緑地研究所が今回議案として提案されたわけです。

ところで、ご存じのように県から譲り受けた刑部岬の敷地と建物でありますけれども、これについては、ホームページを見てみますと、23年ですから去年の10月に更新したこのホームページの中に、どのような形でやればこの選定ができるかということが詳しく書いてあります。それで、どういう形でもってまた管理をするのかということが書いてありますけれども、私はこの点については、この刑部岬とその周辺の地域の県から譲り受けた施設については、こういうような指定管理をすべきでないという発言もこの議会でしてまいりました。何で今回この施設を指定管理施設として民間の業者に業務をさせるのか、この点について、まず1点、大きな目的についてお伺いしたいと思います。

次に、業務委託の内容についてしばらくお聞きしたいんですけれども、まず調べてみますと、令和5年、去年の10月に商工観光課でもって出した文書があるんですね。上永井公園及び旭市飯岡刑部岬展望館の指定管理業務に関するサウンディング型市場調査実施要領というのがある。これはどういうことを目的にこういう文書を作ってやったんでしょうか。サウンディング型市場調査というのは、どういうものんでしょうか。そして、これは審査結果のところにあります、点数表ですね、これにどのような影響を持っているんでしょうか。そのことについてお伺いしたいと思います。

それで、この文書の中にいろいろな指定管理した場合の実施する要領が書かれております。例えばこれの2ページ目には休館日が書いてあります。休館日は毎週月曜日、祝日の場合は翌日、年末年始12月29日から1月3日で、各使用料もこの中で述べられておりますけれども、これに伴う、これを出ている使用料を事業者を通して徴収するということなんでしょうか。

また、展望館につきましては、空き家を何らかの活用をして、それでもって事業者が事業を行うということまで認めているんでしょうか。それらの点についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、どうしてそういうことになったかということをお伺いしたいと思います。それで、これらの4点についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

まず初めに、なぜ指定管理にさせるのかというところでございます。

展望館につきましては、年間約30万人の来場をいただいているところなんですけれども、既に横ばい状態というところでございまして、観光客の滞在時間も短いといった課題等もございまして、観光の拠点として県から譲り受けて、我々として県の観光の拠点として位置づけたところなんですけれども、そういったところをより有効に活用していくためにはどうしたらいいかという課題がございました。

そういったことに対しまして、民間のノウハウ、アイデアを活用して、魅力向上、施設の有効活用というところを目的として指定管理を導入するというところでございます。

次に、サウンディングについてでございますが、こちらにつきましては、事業の発案段階や事業化の検討、選定段階におきまして、その事業の業者といたしますか、企業側と直接対話をすることで、民間事業者のニーズというものをまず把握して、この施設に対して指定管理を出すことに際してどういったニーズがあるのかというところを調査するために、サウンディング型市場調査というのを行ったところでございます。

昨年の10月、そういう要領を出しまして、12月にサウンディングのほう実施をいたしまして、3者いらっしやいまして説明を行ったというところでございます。そういった中でいろんな意見を頂戴いたしまして、ニーズがあるというふうに市として判断いたしまして、今度、改めまして指定管理のほうの募集要項を、それらを参考にしながら策定をしていったというところでございます。

次に、利用料のところでございますが、こちらにつきましては、地方自治法の第244条の2第8項ということで、利用料金制というのを採用いたしました。これにつきましては、事業者の努力を促し、利用者の増と施設の価値を高めるためということで、この料金につきましては指定管理者の収入とするというところでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 点数の影響があるか。

○商工観光課長（大八木利武） 失礼いたしました。

点数への影響というところでございますけれども、サウンディングにつきましては、特段これは企業側のニーズというものを市として把握をしたいという目的で開いておりますので、

それに対して点数への影響というものはございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 大変不十分な答弁でありました。

今、私は一つ例として、千葉県が県立富津公園の指定管理者の運用状況の評価結果報告書というのを見せてもらいました。これはちょっと参考に調べたんですけども、大変簡単であるけれども、よく年度ごとの収入何とかが書いてありました。

それで、具体的にいきますけれども、この年間の使用料はどの程度にして、それでもってどのような形のもをその施設の中でもって事業を行うことを認めているのか、それらの契約はどうなっているのかですね。

私はあそこが県から頂いたからといって、年間30万人来ているから、少ないからもっと増やすために指定管理者制度をつくるという、その発想が分からないんですよ。だから、確かにそうですが、あれはもっと利用しやすいように、市が、県のやっていたものは、県はいっぱい持っていますからね、そこに詳しくはないでしょうけれども、そういうふうにして観光客も来て便利になるようにして直接やったほうがいいと思っているの。それを、どういうものやってくれるかどうか分からないで、年間幾らの使用料を取ってやっていくのか。

だから、それでもって聞いたのは、あそこはもう月曜日にして、祝日は開くというのはいいですよ。年末年始に誰もいなくなってしまうような形になるのかどうか。休館日ですから、そうですね。これ全く外れているんですよ。

だから、その計画のためにこれは調べたんでしょう、あなた方がね。これはホームページに載っていますよね。私、プリントアウトして持ってきましたけれども。こういうことをやらせたいということで調べたんでしょう。では、使用料はどのぐらいを年間取って、それの中でもってどういう事業まで認めるか、その計画を、指定管理者にするのであれば、市としてそういう計画を大まかに持って、それでもって指定管理者の提案をしてきなさいよ。全部丸投げでしょう、民間に。それでもって、年末年始で一番人が来て、日の出なんか見に来る方のときは誰もいない、こんな管理の仕方がありますか、市として。

ですから、あそこはもっと市が責任を持って、いろんな観光客が来たならば、その方たちが、ああ、来てよかったと思うようなものを造った上で、その一部を指定管理として全体の管理を、費用的な面があるから任せるといふなら分かるんですよ。全部丸投げでもってこんなことをやるというのはとんでもない話だと思うんですけども、市長、どうですか。市長や副

市長がその中心になっているわけですから、ご回答いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） すみません、私のほうからお答えいたします。

全て丸投げというようなご質疑でございましたけれども、今まで我々が直営で管理している状態、もちろん委託で企業に管理のほうを委託していたんですけれども、中で行う例えば利用者を増やすような事業とかというところでは、我々の中ではなかなか難しい面がありました。民間の方で、今回指定管理をお願いする際に、その求めたのが自主事業ということで、どういった、この施設を利用してまた上永井公園を活用してどういった事業を展開して、たくさんのお客様を呼び込めるかというところの自主事業の提案のほうも受付といたしますが、その中で提案のほうをしていただいたところがございます。そういったところを審査して、こちらの業者が管理にふさわしいというところで決定したというところがございます。

我々としては、やはり行政としてなかなか難しい、例えば物販であるとかお土産物の販売であるとか、あと初日の出とかというお話もございましたけれども、確かに施設の休館日とかそういうのは、指定はいたしますけれども、例えば自主事業の中で初日の出をやるイベントを行うとか、そういったものに関しては、我々と指定管理者の協議の中で柔軟に対応することも考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、すみません、先ほど私はサウンディングの中で3者が参加したというふうに申し上げましたが、2者でございました。大変失礼いたしました。その辺は修正させていただきます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 市長か副市長に答えてもらいたいですけれども、今、商工観光課が大変苦勞していろんなことを研究してやっているんですけれども、もっとあそこに県が、この場所はいいいから、県が建物を建てて、今までずっと我々も利用してきたわけです。それを、どういう理由だか分かりませんが、県がそういう施設を市に譲りましょうということで譲ってくれた。それを大いに活用するのは市の仕事ですね。それを、今いろんなことを、建物の中でもっていろんな会社に来てもらって、あの建物の中でやるというのはできないから、民間に任せることにするというんですけれども、それも一つの案ですけども、じゃ、大きな、どういうことをやるんだということ全くなしに、ただ、これは研究材料として調べただけの話でね。

今回はただ、二つのところが来たから、それでもって点数が上の者に任せましょう、将来何をやるのか分からないけれどもということなんですよ。これは幾ら何でも公共施設の投げ方として違うと思います。ですから、そういう方針を持ってちゃんとやってもらいたい。

今ね、この年間の使用料は幾らと考えているんですか。だから、その金額もここには出てきていないわけです、当然ね。それから、1と2の方たちの点数がどうしてこうなったのかという内容も言ってくれないじゃないですか。満点1,650点で、25点ほどしか差がないんですよ、この二つの間に。どうしてこっちの点数が上だったのか。落ちたところの会社の名前を言えとは言いませんけれども、そういうことを詳しく言ってくれないでもって、私たちに、じゃ、市が決めて、指定管理者の候補者だからここにしてください、はいそうですというわけにはいかないと思う。

だから、市がどういう考えているかということは、これの中で分かりましたよ。あんた方がサウンディングというところでもって考えているのは分かりましたけれども、それについてのイメージを私たち議員や市民の方々に、こういうふうにするんでもって、それをちゃんと示した上でもって提案していただきたいんですよ。どうしてこんな20点近くの差が出たのか、それをお示してください。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

市長、どうですか。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） すみません、私のほうからお答えいたします。

点数の件について申し上げさせていただきたいんですけれども、こちらにつきましては、審査員、委員長含めて11名で審査のほうを行いました。こちらについては、審査の中で応募してきた団体の経営方針等に関する事項、また今回の展望館また上永井公園の施設のこれからの経営方針等に関する事項、また職員の配置等、施設の管理ですね、そちらに関する事項と、緊急時における対策ということで、約六つの点の評価項目を設けて、その中で審査を行ってきたというところがございます。

それで、それぞれの項目に対して配点というのがありまして、その中で重要なところは10点、その他のところは5点というふうにそれぞれ配点をつけて、1人当たり150点満点というところで審査を行ってまいりました。それが11人ということで1,650点満点というところで行ってまいりました。

結果として25点差だったというところなんですけれども、こちらについては、そちら2者

とも、我々が考えている基準点というのがありまして、こちら10点の配点のところについては、2点、4点、6点、8点、10点というような点数のつけ方で、5点のところについては1点から5点までの1点刻みということで、そのちょうど真ん中、6点と3点、こういったところで、そこを真ん中というところで基準にしまして、合計積み上げていったんですけども、両方ともその基準を上回る点数であったというところなんです。今回の場合ですと、990点が6割というところで基準だったんですけども、そちらを上回っていたというところがございます。

内容的には、個々についてはちょっと申し上げられないんですけども、今回の塚原緑地研究所につきましても、本市において海上キャンプ場の指定管理を受けていたり、また県が管理していた時代に指定管理として行っていた経験もございました。また、県内での多くの管理の実績というのもございます、そういったところをプレゼンの際に申し上げていたというところがプラスの材料だったのかなというふうに考えております。

また、我々が指定管理のほうの目的にしておりました指定管理に期待するというところで、市の観光振興、地域活性化、観光入り込み客の増加のための様々な施策について期待をしたいと、また経費節減の取り組み等にも期待したいといったところの指定管理者に対する期待というところにも合致したというところでの差かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（飯嶋正利） では、答弁漏れ。

○商工観光課長（大八木利武） 使用料というところがございます。すみません、この使用料というのは、我々が指定管理者にお支払いする使用料という指定管理料というところ……

（「収入」の声あり）

○商工観光課長（大八木利武） 収入ですか。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○議長（飯嶋正利） 再開いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 大変失礼いたしました。

指定管理料ということで、単年度で1,594万2,000円ですね、こちら、これを上限ということで募集要項のほうに記載してございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 第11号議案です。旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園の指定管理者の指定について、私からは、選定の経緯と基準について何うと通告させていただきました。前者、松木議員のほうからかなり突っ込んだといいましょうか、質疑がございまして、その答弁を伺ってなお分からないことだらけということなので、ちょっと質疑をさせていただきます。

まず、資料のことなんですが、第11号の議案に対しての参考資料、これが1枚参考資料というのがついていまして、選定経過と審査結果、これが満点が1,650点、そのうちこの指定管理者が取ったといいましょうか、指定管理者になる、市のほうが審査の上決定したところが1,148点、そしてもう一事業者、これが1,123点で、三つ目が選定理由、「旭市指定管理者候補者選定委員会において、提出された事業計画書等の資料をもとに、総合的に評価し審査を行った結果、当該施設の指定管理者としての業務遂行能力を有するものとして、指定管

理者候補者に選定した。」、たったこれだけなんですよ。

私たち議員はたったこれだけの資料で、果たしてこの指定管理者の選定が市民の利益にかなうものかどうかという、こここのところを私たちは審議しなければいけないんですよ。その審議する場への提出された参考資料として、たったこれだけのことが果たして、私としては許されるのかなというふうに思うわけです。

これでは何にも分からないですよ。分からないなら聞けということでこの質疑があるんじゃないかと言われても、先ほどの答弁で数字を並べて、でもそれも書き取ることもできず、早いですよ、早くて書き取れませんし、目で見ていないので、どういうふうにそれが書かれているのかというの分かりませんし、以前私、資料の出し方ということで、お願いしたこともあったんですけども、これはあまりにもひど過ぎる、この資料の出し方。

審査する側が、11名の方が審査員ということでおっしゃいました。この方々にはもちろんのこと、細かい事業者のほうの提出されているものを細かい細部にわたるまでのことが、全部資料として提供されていると思います。じゃないと審査できませんからね。

でも、私たちは議員として、審査どころではない、審議をしなければいけないんですよ、疑義をたださなければいけないんです。それなのに、この資料の出し方はちょっと考えられないです。

市長は議員をやられていたということですので、議会に対する当局側のこういう資料の出し方、市が言っていることは、とにかく間違っただけとは言っていないんだから、これだけ、文字数にして何文字あるか分からないですけども、これでオーケーにしてというこういう出し方、議員も首長もやっていらっしゃる、その両方の立場で経験がございますから、そここのところのご見解をまずお願いしたい。

それと、前者のほうからいろいろ質疑されまして、その答弁の中で、順番が、メモを取るのが忙しくて、いろいろごちゃごちゃになるかもしれませんが、まずサウンディング型市場調査、これ最初3者とおっしゃっていましたでしょう。それが訂正されて2者になった。この数字って、誠に申し訳ございませんが、議場で3と2の間違いというのは、ちょっとあり得ないと私は思うんです。

3者と言われたからには、何かの根拠があるんだと思うんですよ。単に間違っていましたということではないと思います。ですから、3者が参加されたのかなと思うわけです。3者が参加されたのであれば、その3者、市内業者もあったのかどうか、市内、市外、これを取られている塚原さんですか、そちらも当然のことながら参加されているとは思いますが

ども、結果2者でしたとおっしゃったことの整合性みたいなところ、お答えください。

それと、ニーズがあるかどうかということ、あるとしたら一体どういうニーズがあるんだということ、サウンディング調査でというふうに言われたと思うんですが、ではこのニーズというのは一体何ですか。そのニーズをお答えください。

それから、指定管理料が1,594万円とおっしゃいましたですよ、この数字間違いないですよ、この数字の中には、もちろんとして、自主事業の積み上げが入っているんだと思うんです。自主事業とは一体何なのか、いわゆる展望館、それからその周りの公園を今以上に観光客が訪れてこられる場にしたいということであれば、当然のことながら自主事業が物すごく大きなウエートを占めるのではないかと思うわけです。

この自主事業、もちろんのこと、採択されなかった応募業者Aのほうも自主事業があったはずですから、この自主事業の違い、どういう自主事業で、このA事業者との違い、そのところもお願いいたします。

何しろ、配点に関して項目みたいなものを言われましたけれども、11名で、10点、10点、10点でしたっけ、何か分からない。取りあえずお一人が持っていらっしゃるのが150点で、その配分とか大きな違いの、25点分のところは言われたんですけども、とにかく表にしてみないと分からないです、本当に分からない。

なので、少なくとも配点が分かる表をお願いしたいです。もしこの場を出していただけないのであれば、全部の配点を述べてください、その配点のやり方。

それと、合計で1,650点満点、これの1,148点というと実は7割にもいかないんですね、この7割にもいかない得点が合格点になるという、ここの根拠をお願いしたいです。2者しかなくて、その中の得点が多いほうの業者を選んだというのであれば、それでは、例えば5割しか得点が取れなくても、2者のうちの1者ということで選定されたのかどうか、そのところもお願いします。

私は、100点満点中の六十七、八点で合格というのがちょっと、後のほうの、指定管理のほうでもそれに近いものがございすけれども、それがどうなのかなという、この得点でオーケーというその根拠ですね、それをお願いいたします。

もう一つは、この塚原緑地研究所は千葉市の事業者ですよ。この事業者選定の中での審査の上での配点の中に、市内事業者にポイントが与えられるみたいな、そういうことというのは考えられなかったのかなと思うんですが、そこもお願いいたします。

それと、市内事業者にお声がけはされましたか。いってもやっぱり、災害時とかは市内事

業者が近いというか、市内にいらっしゃるわけですから、物すごくお世話になるんだと思うんですよ。ですからそういった意味でも、特にまた展望館は、津波のときとかは、高台に逃げるようにというような市のほうの方針もございますから、そういった意味では非常に緊急時に大切なポイントだと思うんですよ、あそこの場所が。

そうしたときに、市内事業者が本来ならば、指定管理をやっていただくべきところではないかなと私は思うんですけども、市内事業者への声がけみたいなものはありましたでしょうか。その辺をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） それでは、参考資料についてご答弁申し上げます。

参考資料につきましては、旭市情報公開条例がございます。その中で、「公文書の開示義務」第12条で、「次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求をした者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」とされておりますけれども、（3）で、開示してはいけないということになってございます。読み上げますと、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるもの。」、これは開示してはいけないということになってございますので、今回初めて作りました参考資料でございますので、こういったことも含めて、現在お出しできる最大限ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、すみません、結構ありましたので順にお答えさせていただきます。漏れがありましたら、ご指摘いただければと思います。

まず、サウンディングの段階で、最初に3者と言い間違えた件でございます。サウンディング調査の段階では、もともと2者しか来ませんでした。私ちょっと言い間違えたんですけども、募集要項の公表をしてから現地の案内会というのを行いました。そこで3者の方がいらっしゃったということで、そこを言い間違えてしまったというところで、すみません、これはご了承いただければと思います。

サウンディングの際のニーズというところなんですけれども、まずあの施設が、我々が管理するのに魅力的な施設であるというところを、サウンディングの際におっしゃっていただいた。あと、滞在時間が短いという点を解消するためのやり方として、例えば物販であると

か軽い飲食であるとかというのが、もしこの施設で可能であるならば、ポテンシャルは高いだろうということで、お客様の来るニーズも高いものがあるだろうなというところを、参加の業者からお声をいただきました。そういった点が、一応ニーズというところで我々が認識するところでございます。

それによって、指定管理に向けて準備を進めてもよろしいかなというところで、そのサウンディングの際に意見というものを、今度募集要項の中の指定管理の業務の中に組み入れることができれば、指定管理として応募してくれるだろうというところを、その時点で感じたところであります。

続いて、1,594万2,000円のこちらについてなんですけれども、内容につきましては今現在、展望館及び上永井公園の維持管理等に係る経費の積み上げですね。自主事業につきましては、この中には入ってございません。自主事業につきましては、応募いただいた事業者が今後指定管理としてもし採択されれば、指定管理者として行いたいと考えている事業がいろいろありましたが、それを行うことでまた指定管理料とは別に収入を得て、いわゆる指定管理者の一つのインセンティブになるのかなというふうに考えております。ですから、指定管理の1,594万2,000円の中には、自主事業のほうは含まれておりません。

続いて、配点の分かる表ということでしたが、募集要項の中に審査の基準というのがございました。それでよろしければ、配点がそこにも書かれておりますので……

(「得点した配点です」の声あり)

○商工観光課長(大八木利武) 得点したものにつきましては、やはりそれぞれの事業者が、この部門については強みは発揮できるけれども、この辺についてはちょっと点数が低かったというのが公になるというところでは、先ほど市長が申し上げましたけれども、情報公開条例の中の不開示情報、それに当たるというふうに判断しますので、個々の内訳については、お答えのほうは申し訳ございませんができませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

1,650点中1,148点、7割いかない中での、それでオーケーなのかというところなんですけれども、我々その審査の中で、先ほど松木議員のときに若干申し上げましたけれども、6割というところを基準点として決めました。1,650点ですので、その6割ということで990点ということで、それぞれ上回っているというところで、その中での上下ということでしたので、指定管理の候補者として決定したというところでございます。

万が一、990点というのを下回っている点数であれば、その時点で仮に点数が上であっても、そこは候補者として選定しないという、採用はしなかったというところでございます。

ですので、今回はそれを上回っていたというところがございますので、よろしくお願ひします。

あと、塚原緑地研究所が千葉の事業者であつて、配点の中に市内事業者のポイントを考えていなかったかというところなんですけれども、市内事業者である、なしのところについては、配点の中には含まれておりませんでした。

また、今回市内事業者にお声がけはというところなんですけれども、こちらにつきましては、市のホームページと日本PFI・PPP協会、このような指定管理関係を広く全国的に広めている協会があるんですけれども、そちらのホームページに載せていただいたというところで周知をしたというところがございます。よろしくお願ひします。

(「市内業者がいたのかどうか」の声あり)

○商工観光課長(大八木利武) 市内業者がいたかどうかというのについては、我々は把握はしておりません。

○議長(飯嶋正利) 戸村ひとみ議員。

○4番(戸村ひとみ) サウンディングの業者と、この実際に応募してきた業者は一緒ですか。それで、片方は市外、もう片方のA者も市外ですかね。

不開示情報に当たるとおっしゃいましたけれども、取られたところの事業者と、そのほかのA者の配点、ここに何点とかという、こうこうこういう項目に何点とかというのは不開示情報に当たらないと思いますね。市長のほうで、議員もやられていて、今、首長でということで議案を出される側になられて、議員をやられていたときにはこういうふうな資料だけで審議をされていたということでの理解といたします。

私は、これでは本当に審議ができない。とにかく出したものはマルという、そういうふうな、マルにしてくださいみたいな出し方だと思います。ほかの地方自治体では、ちゃんとこういう表を出しているところがございます。勉強していただきたいです。

本当にね、その議案を通したい、ぜひとも私はこういう政策でもってやりたいので、この議案を通したいと思われるのであれば、私は説明を尽くされるべき、出来る限りの資料を出して説明を尽くされるべきだと思います。なので、今後の資料の出し方を当局側には検討していただきたいと思うんですけれども、それについてご答弁っていただけるのですか。

○議長(飯嶋正利) 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長(飯嶋 茂) ただいまの資料を出すべしといったご意見に回答させていただきます。

ご承知のように旭市議会としては、こういった議案への参考資料、今回初めて議員の皆様からご意見をいただいて、選定経過について出させていただきました。それが不十分だとのご意見でございますので、他団体の事例等も踏まえて研究させてください。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、お答え申し上げます。

まず、サウンディングの関係です。サウンディングに参加した事業者と応募者が一緒だったかというところでございますが、サウンディングに応募した2者、そのうち1者は応募はしませんでした。現地案内会のときに3者来たときには、サウンディングの2者とプラス1が来ました。今回の応募の段階では、サウンディングの1者が出てこなくて、1者と案内会の1者という合計2者というところでございます。

あと、先ほど不開示情報に当たらないだろうということで、配点表、どこの項目に何点という配点については公開してございますので、それについては……

（発言する人あり）

○商工観光課長（大八木利武） 事業者が、その表について取っている点について、それを公開してしまうと、例えば今回の指定管理の候補者についても、今後またほかのところでもそういう指定管理とかそういった業務を行う際の、一つの影響を与えてしまうことにもなりかねないというところで、不開示というふうに判断をさせていただいた次第でございます。

以上です。

（「市内業者は」の声あり）

○商工観光課長（大八木利武） 市内業者については、先ほど申し上げたように把握はもちろん……

（発言する人あり）

○商工観光課長（大八木利武） 2者とも市外です。失礼いたしました。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 議案第11号、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園の指定管理者の指定

についてということで、2点質疑をさせていただきます。

1点目でございますけれども、これまで前者、前々者、話題になっておりますけれども、多分重複するのかなとは思いましたけれども、あらかじめ通告させていただいておりますので、審査結果の得点が1,650点満点中1,148点でございますね、今回。その不足した点数の中身、内容、こういったところが不足していましたよ。点数ではなくて中身、審査基準、もう既に6割というふうに聞いておりますけれども、不足した点数の内容をお伺いいたします。

2点目でございますけれども、次点業者A、25点差の次点になられた業者がいらっしゃるんですよね。その25点差の具体的な内容、業者Aと比べるとこういったところが、業者Aが不足していたんですよと、お分かりになりますかね。

いずれにしても、通告してご準備された答弁内容をお聞かせください。よろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

まず1点目、不足した点数の内容というところでございます。

先ほど来お答えしているのとダブってしまうんですけれども、採点の際の基準点につきましては、満点1,650点の6割ということで990点とし、申請のあった2者につきましては基準点を上回るという結果でございました。

合計得点のみの一応公表ということでございますので、申し訳ございません、内容についてはご容赦いただければと思います。

続いて、（2）次点業者との25点差についてというところでございます。

こちらにつきましては、やはり（1）と同じような答えにはなってしまうのですが、先ほど松木議員のときに一度お答え申し上げたと思うんですけれども、今回候補者となりました塚原緑地研究所につきましては、かつて県の施設であったときに、展望館の指定管理者としてやった経験があるということ、また千葉県内、本市の海上キャンプ場もそうですし、館山市にございます館山城、またその公園であるとか、県内にも公園等指定管理を受けている実績があるというようなところがプレゼンの際にありましたので、そういったところがプラス材料に働いたのかなというふうに判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 塚原緑地研究所、今回の指定管理業者に充てようとしている企業ですけれども、平成15年度の地方自治法の改正、公共施設の管理運営に指定管理者制度が導入されて以降、指定管理者として公共施設の施設管理運営に携わっていると、ググったところ、相当優秀な企業であるなどといったことが、私自身認識として持ちましたよ。公園やキャンプ場、森林レクリエーション施設、農業体験施設、宿泊並びに入浴施設、観光施設等々の指定管理者として、公共施設の管理運営に携わっていると。今、館山城のお話もありましたけれども、県内にかかわらず、県内のみではなく茨城、栃木、神奈川、山梨、長野と非常に多岐にわたって管理運営されているという業者ですよ。

もう既に40年くらいの実績があって、設立1985年、従業員348名、資本金は5,000万円。しかしながら、市が指定管理業者として指定して管理運営していただく心配がないのかなという、そういう視点に立って非常に優秀な業者であるということは、理解したつもりです。

この企業の理念ですけれども、みどりを通して社会貢献したいという、それ以外に、ぼちぼちとあって、ああ、すばらしいなど、ぜひこういった業者に指定管理をお願いすることについては妥当なのかなと。しかしながら、前者、前々者で話題になっている満点中、やっぱり、いわゆる簡単に言うと3分の2の得点なんですね。それは審査員の方々が審査基準にのっとって審査した結果、厳しい判定を下したのかどうか、主観によるところも極めて大きいでしょうし、何とも言えない。

ですので、私が1点目に、じゃ、強みと弱い点、弱い点はこの塚原緑地研究所、企業におかれましては、弱い点って一体何なのかなとといったところを知りたかったんですね。ですから、審査した段階で審査員の方々は、強みについては、私自身は理解したつもりですけれども、弱いところってどんなところかなとといったところを質疑したかったんです。

なぜかといいますと、2点目の質疑なんですけれども、5,000万円で業務内容等々を見ますと、体力的に相当強みのある企業なのかなというふうに思いました。

しかしながら、5年間という指定をするわけじゃないですか、コロナではないですけども、何が起こるか想定できないこともありますよね。こういう社会情勢とか経済状況等々を考えますと。本当に信頼して任せて大丈夫なんだろうかと、5年間という見通せるようで見通せない、そういったことを考えて、体力的に大丈夫なんですか。3分の2の合格点で大丈夫なんですかとといったところを再質疑として、指定されようとしているわけですから、大丈夫ですよという、もし当然そういう根拠があろうかと思えます。その根拠についてお伺

いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

まず、5年間という期間でございますけれども、こちらサウンディング型市場調査をやったときにヒアリングを行った際、事業者のほうから5年程度の期間をいただくことができれば、いろんな事業も展開できるというようなお声を、そのときは2者ありましたので、2者ともまた違う見解なんですけれども、だいたい我々としても5年程度、今までの過去の状況を鑑みたときにもやはり5年程度というふうに期間を取っておりましたので、5年程度が妥当であろうという、サウンディングの際もそういう意見もございましたので、その辺について5年というふうに設定をしたというところでございます。

また、体力的に大丈夫かというところなんですけれども、これにつきましては、もし議決をいただいた後なんですけれども、業者のほうと協定を結ぶことになります。5年間の協定、また年度間協定という形になりますので、そういう細かなところについても、また不測の事態に対する対応等につきましても、その際に協議してリスク分担といいますか、そういったものを協議していくという予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） これまで管理業者に依頼していたかと思っておりますけれども、これまでの管理依頼していた業者と、今回新たに指定管理をしようとしている業者との違いですね、もしお分かりになればお答えいただければと思います。と同時に、指定管理業、例えば知り合いからちょっと質問があつて、今回のこの12月1日付のぎかいTIMESにも載っているんですけれども、決算審査特別委員会の中の質疑と答弁を一部読ませてください。

「指定管理者が一定の利益を出した場合に、市に還元するとなっているが還元はされたのか。」という問いに対して答弁、「令和5年度はコロナ明けの影響もあり、指定管理者のほうでは様々な自主事業、各スポーツ教室等を開設したが、思うように申込みがなく、目標の利益を出していないため、市への還元はなかった。」という回答、この記載がぎかいTIMESの中にもあるんですね。

そうしますと、実際約1,600万円の、市からお金を払って指定管理業務をしていただいて、強みを生かしてまたプラス自主事業、1,600万円プラスインセンティブ、それを与えてプラスの事業ということで、市の活性化等々を当然期待しての指定管理業の指定だというふうに

捉えているんですけれども、これ黒字はもしかしたら期待していないかもしれません。しかしながら、今読み上げさせていただいたように、黒字の場合は市への還元と、これはあくまでも、今先ほどお話ありましたよね。この後協定等を結び、文言の中で位置づけということになるかと思えますけれども、今現在の段階で、先ほどお話がありましたように、1,594万2,000円ですか。この税金を投じて指定管理業務をお願いして、この範囲内でやってくださればいいんですけれども、3年目ぐらいからどうも業績がなかなか上がってこない。結論、足が出てしまった、いわゆる赤字になってしまったといった場合については、市として財政のほう、要は財源を補填するのかと、手助けするのかと。

黒字の場合は、これは多分スポーツの森、体育館等々の指定管理業務に関するそういう質疑と答弁だと思いますけれども、今予定をしている刑部岬、上永井公園についての今度は黒字になった場合、やっぱり同様に市への還元って、そういったものを期待されているんでしょうか。その点、3回目の質疑ということで質疑させていただきます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員、一括なのでこれ最後になっていますけれども。

○5番（伊場哲也） それでは困ります。

○議長（飯嶋正利） では、3回目の質疑でよろしいですか。

一括なので、もう2番目の質疑はありませんか。

○5番（伊場哲也） 結構です。

○議長（飯嶋正利） いいですか。分かりました。

伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） もし黒字があった場合の還元方法というところでよろしいでしょうか。

（「赤字も」の声あり）

○商工観光課長（大八木利武） はい。それにつきましては、協議をしていく中で、毎年、年度協議というのを行いますので、その中で詰めていくということになるかと思えます。全体の協議もやりますし、年度ごとの協議もやりますので、そういう事態になった場合でも指定管理者のほうと随時協議をしていくということになります。

また、黒字になった場合の還元というお話もございました。これにつきましては、うちのほうで指定管理を出すときに、もしそういう還元等があればそういったのも提案をしていたきたいということを申し上げました。

ですので、もし何らかの形で、例えばそれがお金ということではなくて、その施設の備品であるとか、簡単な修繕とか工事であるとか、そういったところで還元をしていただくというような形で、提案のほうもいただいているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第12号、指定管理者の指定、道の駅季楽里あさひを指定管理者とする議案について質疑を申し上げます。

季楽里あさひは、ご存じのように市が設置した建物でありまして、そこに株式会社季楽里あさひが設立されて、その建物の敷地などを道の駅として利用しているわけでありまして。

ところで、まず、株式会社季楽里あさひについてちょっとお聞きしますけれども、実は平成27年7月30日の第2回臨時市議会において、最初の規定について議論がされているわけです。現市長も議員時代であります。

そのときに、私は当時議員ではありませんでしたから、一番最初の経過を知らなければいけないということで、議事録を読みました。このときの問題は、赤字が出たらどうするんだということが、かなり皆さん方心配してしまっていて、そういう経過でもっていろんな意見が何人かの方から出ております。それについては、ある程度克服できたのかなと私は思っているわけですが、しかし、ここに大変いろんな問題があるんです。

一つは、季楽里あさひの会社というのはどんな会社なのかということが問題です。これ株式会社でもって、ご存じのように資本金が4,400万円で、先ほどからの話を聞いていますと、市が70%の株式を持っていると言われてはいますが、そのところをちょっとまず最初にお聞きして、どういう性格の会社で、公募の形ではなくて特例として指定管理をお願いするという形になっているという議論がされているわけです。

まず、季楽里あさひというのは資本金4,400万円で市が70%を持っており、株主は10名であるというんですけれども、これがどういう方々が株主なのか。それから、現在の取締役の方、代表取締役が米本弥一郎、取締役平野陽一、取締役土屋青市、取締役加瀬義孝、取締役柴栄男、市の職員、それから、監査役林茂正、監査役阿曾博通、これは市の職員だった方ですね。この方たちは全部株主なんですか。

要するに、民間の団体を市がつくって、そこに市が建てた道の駅の経営を委託しているわけです。それがだいたい、ほかの道の駅なんかでもそういう形なんだろうと思いますけれども、しかし、現在千葉県内でも、道の駅が寂れて経営が難しくなっているところが何か所か出てきているわけです。それがやっぱり、27年のときに皆さん方が心配したことが将来起こらないとは限らない。ですから、そののところがしっかりしておかないといけないと思って、今日こんな質疑をするわけです。

そしてもう一つは、市が株式を70%持っている方々がどんな勤め方をしているかという、正規の職員は8名、パートが35名、合計43名で令和6年3月31日現在というんですから、今動いている段階なんですけれども、これが形ですけれども、こういう形でやられておりますけれども、この方たちの給料はどうなっているのかなということを、ぜひ指定管理をお任せするからには私としては知っておくべきだと思いました。

9月の前年度の損益勘定によりますと、売上げが2億7,300万円余、その中で給与手当などが約8,200万円で賞与が約1,200万円、この方たちはだいたい、正規の方は平均でどのぐらいの給与を取っているか。

それからパートの方たちは、パートというとき給になりますけれども、時給幾らでもって雇っているのか、そこで働いている人たちの状況をもっと、それが通常よりも上であることを私は望むわけなんですけれども、そういう形の管理をしていっていただけるかということを私は心配したので、この質疑に至りました。

平成27年7月の臨時会のところで、問題になっている問題はほぼ解決していると思いますので、私はこれは聞きませんけれども、しかしそのことがしっかり今につながっていると思います。

そういうことで、この2点についてお聞きいたします。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、まず会社がどんな会社なのか、資本金はというお話

でございました。

資本金ですが、4,400万円です。出資者ですけれども、先ほど議員、市が7割とおっしゃいましたが、市が3,075万円、次に、ちばみどり農業協同組合880万円、旭市商工会220万円、海匠漁業協同組合135万円、その他市内銀行が各15万円ずつで6行になります。合計4,400万円であります。

株主ですが、先ほど取締役の名前と監査のお名前がありました。取締役ににつきましては、今申しあげました出資金の多い団体から出ております。監査につきましては、特に株主ではございません。監査ですので、監査に精通された方を選任しております。

次に、会社の職員の給料なんですけれども、給料につきましては、会社のほうで給料表を設けております。そこで、その年齢と勤続年数に合った形で給料をやっているんですけれども、すみません、今の段階で平均給料額、パートも含めて平均給料額ですけれども、詳しい資料はございません。

ただ、常々給料なり賞与なりで議論になるのは、会社、経営がいいもの、いい部分がありますので、その部分はぜひそちらのほうにも反映させてもらいたいといことは、会社、市、取締役会の中でも議論はされているところです。すみません、平均はちょっと出せません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 今、ご答弁いただいたことについて反論したいんですけれども、市長が民間企業の社長をやっている。その引継ぎというのは、株主として引き継ぐわけですか、そのところをどういう形で引き継いだか、正確なところを教えてくださいと思います。

それで、私は何でこんなことを聞くかという、実は大変給料についていろいろな問題が、私は起こっているのではないかと思っているので聞くんですけれども、やはり市が会社をつくらせたわけではなくて、民間ができたという形なんだろうけれども、市がやっている事業がこういう形でもって、ほかでもほとんどやっているんでしょうけれども、そこで働いている人たちのことについて十分気を遣っていただきたいということです。

3回質疑できますので、次に2回目の質疑の大きな柱として、特に道の駅季楽里あさひは、いろんな面でもって地元に貢献していると思います。ただ、大変悪いですけれども、他の道の駅とちょっと違うところがある。それは何かというと、例えば出ている野菜類の中身について、買っている方から大変不満が出ている。それは、私は言いませんけれども、大変問題

点がある。それから、そのほかに中小のお店の方たちがいろんなものを売っている。これは大変評判がいい。そういうようなことを含めて、これからぜひもっとよくなるように改善していただきたいと思うわけですが、実は道の駅について、そういうことを私のところに言ってくる方が大変多いんですよ。そのことも含めて今日は、これについて私は反対する気はまるきりないんですけども、しかしもっと本来の道の駅になるようにしていきたいなということでこの質疑をいたしました。それについてのご回答をいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、まず1点目ですけれども、社長としての引継ぎはどんな形でということでありました。これは社長であります株式会社季楽里あさひの社長としての引継ぎになりますので、それは特段余地等はないんですけども、社長から社長に引き継ぐという形になっております。

それと、施設としてよい施設になっていただきたい、いろんな苦情が耳に入ってきたりするということもお話がありました、評判がいいというところもありました。これにつきましては、道の駅、会社もそうですが出荷されている方、出荷者協議会の方、またお客さん、市も含めてなんですが、それぞれみんなでよい施設にしていきたいというふうな思いでやっております。会社のほうも、その辺はしっかり考えておりますので、引き続きよくなるよう、話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 最後になります、ありがとうございます。

社長が、市長が替わると、市の持っている70%の株の名義が社長名義に変わる、そういう形で引継ぎしていると言ってよろしいのでしょうか。これだけ聞いて終わりにします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 株については、市が所有しておりますので、市長の名義が変わったとしてもあくまでも所有者は市であります。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時58分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

ちょっと個人的に……。

（「はい」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 質疑は途中ですが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 道の駅季楽里あさひの指定管理の指定についてなんですが、まず最初に、先ほどの刑部岬と公園のところをお願いしたように、提案といいたまいますか、お願いといいたまいますか、やっぱりこれに関しても、参考資料があまりにも1ページ、何文字あるか、これもちょっと数えていませんけれども、これでは審議の仕方がない、やり方がないと思いますので、こここのところの参考資料の出し方についても再考をお願いしたいということを申し上げます。

それと、こちら100点満点中の70点の得点で指定管理者候補者になっているというか、指定管理者、今までもそうだったので、これからもそうということになるんでしょうが、この70点というものの評価をお願いしたいです。

刑部岬の展望館に関しましては、60点以上が合格点だということだったんですけれども、道の駅季楽里あさひについても同じ考えでしょうか。

それと、そもそもこの季楽里あさひは、いわゆる第三セクターだと思うんです。第一セクターが地方公共団体、第二セクターは民間企業、第三セクターとは、その地方公共団体と民間企業との共同出資により、独立した事業主体として、こちらの参考資料にもありますけれども、公共性・公益性が高い事業を行う法人です。

それが、いわゆる第三セクターとして一般的に言われているのが、地方公共団体が40%以上を出資しているというのが一般的なところなんですけれども、これ、なぜ40%以上かというと、以上というのがあれですね、以下でも恐らくいいんだろうとは思いますが、半官半民の中間的な形態で、民間活力を活用しようという、民間ノウハウを本当にフルに活用して、公共性・公益性が高い事業をやろうという、それが第三セクターなんだと思うんですね。そのようにやられています。

季楽里あさひに関しましては、70%を市が株を持っていて、残りをJA、商工会、海匠漁業協同組合ですか、この3者が持っていて、それぞれ割合的には非常に少ない。このJA、商工会、海匠漁業協同組合というのが全くの民間かということ、認識的にいわゆる一般的な企業とはちょっと違いますよね、どう考えても。

そんなで、JAに関しましても、あと海匠漁業協同組合に関しましても、その季楽里道の駅で販売するものを扱うということで、この株を持っていらっしゃるというか、株を持ちませんかみたいなので投げかけられたのかなと思うんですけれども、そうなるところに純然たる民間というのは入っていないと私は思うんですよ。

この第三セクターの在り方として、なぜ70%を市が株を持っているのかということ、このところ、この根拠をお願いいたします。どのように考えられているのか。私はもっと、割合的には本当に市のほうは少なくして、純然たる民間を入れたほうが、民間活力の活用ということに関しては物すごく大きな力を出せると思うんです。

ずっと、私、季楽里道の駅に関しましては、拡張のこととかほかの道の駅とかを参考というか勉強していただいて、それこそどんどん民間の活力を入れて売上げを上げるとか、それで売上げが上がることで、季楽里道の駅で働いていらっしゃる方々の待遇関係も上がっていくことだろうしということでの提案はずっとしてきているんですけれども、それも拡張する気はないとか、周りの土地利用のあれができないだとか、そういうことでのあれで、いわゆる民間活力の活用ができていないというふうに私は思うわけです。なので、ぜひともこの70%の根拠、株を市が持っているその70%の根拠、そこをお伺いしたいです。

それで、これだけ市が株を持っていたら、当然のことながらほかの民間は出てこれられない

ですよ。

私は、道の駅に関しましては本当に市の歳入というところに大きなウエートがかかっていると思いますので、ほかの全国一と言われる川場村の道の駅も視察に行っていました。そこは本当に民間企業を活用しております。代表をやっている方は、完全な民間企業の人ですね。

そういった意味では、ぜひともこここのところの見直しをしてくれというようなことは、質疑なので言いませんけれども、70%の根拠です。それをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それではまず最初に、指定管理、点数の関係で、70点で今評価されているけれども、基準点はということでした。

基準については、こちら60点が基準で、60点を超えている70点でありますので、評価はいいものだというふうに認識しております。

あと、持ち株の割合で、市が70%、ほかがもっと少ないのはなぜかということでありましたけれども、道の駅につきましては、単純に売上げだけが目標ではなくて、休憩施設であったり情報発信機能、また地域の連携機能を併せ持つ施設だということふうに認識しております。ですので、もうけ一辺倒とはまたちょっと違った施設だと思っております。ですので、先ほど、販売する関係があるのでJA、漁業協同組合、商工会を入れているんだらうねということで、それはそのとおりだと思っております。

道の駅をうまくやっていく中で、どうしても公共性が高い部分があるので、まず市が筆頭というか割合が高くなった。あとは、先ほど言いました、販売を手助けしてもらいたいというところにお声がけをして、その中で協力していただいて、その割合になっているというふうな認識をしております。

あと、民間活力の検討ということでありました。民間につきましては、今現在、株主はこういった割合になっておりますけれども、そこに民間が入るのか、例えば、今の運営の仕方でも一部分に民間が入ってくるというようなやり方も検討はできるかと思っております。その辺は今後協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 70%というところの根拠を聞きたかったんですよ。40%でも筆頭にな

れますよ、ほかに小口の出資者がたくさんだと、今現在でもJAだ、商工会だとか海匠漁業協同組合だとか、それとほかにも民間を入れれば、40%とかでも筆頭に市がなれるやり方があると思います。私はその70%の根拠を聞いたんですよ。

なぜかと申しますと、先ほど来言っているように、本当に民間の経営ノウハウみたいなものが導入されていないと私は思うわけですよ。もうけ一本槍みたいなことではないとおっしゃいましたけれども、それ以外のところで、旭市のPRだとか、いろんなものを発信していただくとか、そんなの一企業だってやっていることですよ。一企業、もうけ一本槍なんかでやっていないですよ。ほかの完全私の企業だって、そんなもうけ一辺倒なんてやっていないですよ。ちゃんとした企業理念を持って、社会に貢献できるようなそういう会社を皆さん、ほとんどのところがやっているはずですよ。そういうところだからもうかるという、そういうシステムになっていると私は思います。

ですから、私はもうけ一辺倒のことをやってくださいと言っているわけではないんです、道の駅に対して。もっと市が持っている株の割合を減らして、本当に純然たる民間が入ってこられるような、そういったようなやり方は検討されなかったのかどうか、これから先も検討する余地があるのかどうかというところを教えてください。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから回答させていただきます。

まず、株の出資割合の関係でございますが、まず道の駅のほう、承知のように27年に開業といたしますか、開始されております。ご存じのように、旭市は基幹産業が農業ということで、まずそのような道の駅、それが必要だと、これは行政主導でまず考えました。だから、承知のように、あの土地・建物は旭市の所有でございます。

そのような中で、実際に今度は、季楽里あさひですか、その運営について、まさしく先ほど、企画政策課長、答弁ありましたように、運営については出荷者というような中で、旭市も農業協同組合であったり漁業協同組合であったり商工会、そちらのほうに声かけをいただいて、協力いただいて出資をしていただいた、そのような経過がありますので、ただいま、おかげさまといたしますか、季楽里あさひのお客様も売上げも相当伸びてきておりまして、資本金等について不足しているような状況もありません。

ですから、株主を新たに、今の段階で厚くするという……

（「割合の話をしているんですよ」の声あり）

○副市長（飯島 茂） ですから、そのようなお願いをした中で、別に資本にも困っておりませんから、それを新たに募集する気は、今考えておりません。考えていませんというか、旭市として考えておりません。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ちょっと私が質疑しているところの本意といいましょうか、そこがご理解いただけていないみたいなので、私は第三セクターでやるのであれば、本当に民間企業の活力を最大限利用したほうがいいのではないかということでの質疑にしたんです。

先ほど言いましたけれども、川場村とか、あれは日本一ですよ、あそこの道の駅とか。売上げも伸びておりますしというのは、だから分かりました。目標の立て方が違うんです。

私は、旭市のことを発信するとか、そういった大きな意味を持つところが、もっと本当に民間企業を活用したら、民間の活力を使えばもっとさらに目標を高く掲げられるのではないかと思って、それでの質疑なわけですから、それで何で70%なのかというその根拠とか……

○議長（飯嶋正利） 戸村議員、これはもう質疑になっていないので。

○4番（戸村ひとみ） 質疑ですね、いいです。

○議長（飯嶋正利） お願いします。

○4番（戸村ひとみ） だから、目標のあれが違いました。

最後に、現在の売上げとかで満足していらっしゃるということで、この売上げも伸びておりますしという、それで、またこういうふうな指定管理、こういうやり方でのやり方ということにされたということでよろしいでしょうか。そこをお願いします。

○議長（飯嶋正利） もう一度お願いします。

質疑をもう一度、今のあまりよく分からなかったの。

お願いいたします。

○4番（戸村ひとみ） 株式会社季楽里あさひが指定管理者になるということで、今までどおりの目標の立て方、つまり売上げが順調に伸びておりますので、これ以上の目標を高く掲げるということではない指定管理の指定の仕方だということでの理解でいいかどうかをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今までの経営の仕方、売上げも順調に伸びてきておりますので、目標を、すみません、幾らというところは決めていないんですけれども、毎年毎年、開

業以来ずっと来場者数、売上額ともに伸びてきておりますので、引き続きこれをいい形で伸ばしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 質疑をさせていただきます。

前者、前々者とダブってしまうような質疑内容もあろうかと思えますけれども、議長、その点ご容赦いただきたく質疑をさせていただきたいと思えますので、答弁者はよろしくお願いいいたします。

議案第12号、点数にこだわってしまうような人間でもあるのですけれども、企業努力という言葉もありますし、審査結果の得点がダブってしまうかもしれませんよ、100点満点中70点と、やっぱり満点は取れないのかなど。でも、努力次第によっては限りなく満点に近いような、審査をしていただいて、得点というのはゲットできないのかなというふうに、素朴な疑問を持ったわけです。

そこでの質疑なんですけれども、基準が厳しかったのか、先ほども言わせていただきましたが、満点に近い点数というのはあり得ないのかということと併せて、もう既に回答、先ほどあったやに聞き取っておりますけれども、70点というのは妥当なのかという素朴な質疑をさせていただきます。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 最初に、満点はあるのかということでございました。

まず、申請書は、これから行うもの、こちらから審査基準はこれですよと示したものに対して、これから行うものについて回答がなされます。ですので、今からやるものについて、それを審査、こういったことをやってくれるんだというのを審査していきます。

机上の申請書だけで満点が与えられるものなのか、実際やっていけるかどうかという、その辺も含めて検討しなければいけないと思えますので、単純に満点というのを出すのはなかなか難しいかなと思っております。

それと、基準先を60点と申し上げました。今回、70点ですので、そこはクリアしているというふうな認識でおります。70点、あくまでも全部の項目で、低いところがあったとかではなくて、全部の項目で平均以上に行っているという部分でありますので、うちのほうとしては、これは妥当な点数だというふうに判断しております。

以上です。

（「ちょっと確認で、質疑ではないです。全ての項目、平均ではなくて全ての項目で60点以上ということですか」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。100点満点で……

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時29分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 出資者が、7割が市だからと、そして市内の関係機関に協力要請して出資していただいていると、だから公募はしないということなんでしょうけれども、それでよろしいのかな、違っていませんか。

言いたいことは、先ほど第三セクターの話がありましたけれども、最初から公募はしないありきなのではないかと私は考えたんですね。したがって、公募はしませんよと言った根拠、理由、旭市としては考えていない的な、先ほど副市長の答弁もありましたけれども、再度、なぜ公募しないんだと、端的、明快に教えてください、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 公募しない理由になります。

まず、道の駅季楽里あさひですが、こちらは施設のオープンから現在まで株式会社季楽里あさひに管理を委託しております。

今回の指定におきましても法人、株式会社季楽里あさひ、これの法人の設立目的、また、過去の管理実績、良好な管理実績を考慮した結果、この法人は施設の設置の目的を効果的か

つ効率的に達成すると認められると判断をしたところです。

このことから、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条によりまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行うことといたしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ですから、今ありました指定管理者第5条、それに沿ってということを利用して、いわゆる公募しないという根拠説明。

これ、どこかの記事で読んだのですけれども、道の駅季楽里あさひは、千葉県旭市の農産物や地域資源を活用した施設で、地域活性化に寄与している。しかし、道の駅全体に共通する運営上の課題もあるよと、主な課題はと、これは他の自治体の道の駅の課題等と見たときの内容でもありますし、旭市でも似たような課題等あるのではないかなと。

業務プロセスの見直し、あるいはコスト削減、地域活性化の拠点としての役割を果たして課題解決し、さらに発展をと、当然市は期待していることと思いますけれども、そこで、例えば売上げが順調に伸びているということですから、問題はないのでしょうかけれども、本当に大丈夫なんですか。あとは、競争の激化というのはいないですよ、競争相手はいないですからね。出荷してくださる方の出荷者の高齢化とか、生産量の減少なんていうのはいないのかなと、道の駅季楽里あさひの施設の例えばリニューアルだとか、維持管理費というものは増加していませんか。

もっともっとエネルギー効率のよい設備の導入、また金がかかってしまうから駄目か、でもそれも検討課題の一つになり得るかもしれませんね。これら業務プロセスの見直し、コスト削減といったことにつながろうかと思っておりますけれども、現段階で、道の駅季楽里あさひ、課題、こんなことが課題だよと、次期、解決しながら生かしていきたいよといったようなことをお聞かせ願えますか。現段階での検討課題をお願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今、議員のほうから何点か、こんなものも課題になってくるのではないかというお話もございました。それを一つ一つ申し上げますと、まずコストであれば、今、電力、電気のほうが高騰しております。電力会社につきましては、比較をしましてどこが安いのかというような取り組みは会社のほうで行っております。

また、出荷者の高齢化ということがありましたが、おかげさまで出荷のほうは順調に集ま

っているかというふうに聞いております。ただ、出荷者によっては朝置いて、売り切れてしまったときに補充ができないというような、それに対して会社側からは、出荷者に対して、物がなくなってしまっていますよというお知らせはしています。それで、なくなったので持ってきてくれる方もいらっしゃいますし、ちょっと手が足りなくて持ってこられないという方がいらっしゃいますので、時間が遅くなるにつれて、やっぱり、商品が少し少なくなってしまうというところは課題があるのかなというふうには思います。

それらを解消するために、繰り返しになってしまいますけれども、株式会社、それと出荷者協議会、出荷者、お買物する方もそうだと思いますが、みんなで一緒になって、よりよい施設にするにはどうやったらいいんだろうかということ協議しながら取り組んでいますので、引き続きそれは進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 通告いたしました議案第13号、指定管理者の指定について質疑を行います。

旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理者の指定について、まずこの施設の設置目的と設置面積、それに付帯する建物全てを伺った上で、直近の利用状況をお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、何点かありましたので、まず設置目的というところであります。

こちらの施設は、昭和48年に千葉県が設置したキャンプ場となっております。その後、平

成21年に旭市のほうへ移譲を受けております。当時、青少年の健全育成の中心となる施設ということで、こちらのほうのキャンプ場を設置しておりまして、現在もその趣旨に基づいて管理運営をさせてもらっております。

あと、面積ですね。現在、キャンプ場と滝のさと自然公園ということで、面積につきまして、キャンプ場のほうですが1万5,790平米であります。滝のさと自然公園のほうですが、こちらが3万3,320平米あります。双方で約4万9,000平米という形になっております。

あと、建物というところでありました。建物ですが、附帯施設としてまず大きく、体育館があります。あと管理棟、炊事棟、あと宿泊棟ということでバンガローが4棟ずつありまして、ちょっと大きめのところ、8から10人対応が4棟、6人用、若干小さくなります、そちらが4棟で、合計8棟あります。

あと、キャンプのテントサイトというところで、キャンプ場のほうが17張りできるように準備をしております。滝のさと自然公園ですが、こちらは現在、指定管理者というところで、自主運営という中で、キャンプ場サイトを16サイト、自主的に対応してもらっております。

利用状況、ちょっとお待ちください。

利用状況につきましては、直近の5年くらいで大丈夫ですか。

(発言する人あり)

○生涯学習課長（江波戸政和） すみません、3年くらいでよろしいでしょうか。

(発言する人あり)

○生涯学習課長（江波戸政和） いいですか、すみません。

では、まずキャンプ場のほうです。直近、令和5年度が3,117名、令和4年度が3,081名、令和3年度は1,622名、ちょっとコロナ禍が影響しているのかなと思います。

キャンプ場の体育館のほうですけれども、令和5年度が8,000名、令和4年度は7,986名、令和3年度は7,891名という形になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 改めて、当該施設の概要、それから現状が確認できましたので、具体的に質疑に入りたいと思うのですが、これ指定管理、議案三つ出ていて最後の議案で、今までの質疑を聞いておりますとだいぶ変わったなと思ひまして、出てくる資料も違うんですよ。

実は僕、前回のこの指定管理の議案、賛成できなかつたんです。やはり説明が不十分、それから資料も足りないということで、たしか、選定委員会の審査の情報開示請求を僕、個人

的に出させていただきます。課長が答弁されたような理屈をつけられて、その情報開示が起らなかったのも、賛成できずに、ちょっと僕としても秘めたものがあったんですが、先ほど副市長の答弁には感銘いたしました。しっかりと近隣の調査をして、情報開示請求を積極的にしていただけるということで、副市長、ありがたいなと思って、ちょっと質疑の趣旨を変えていかなければならんというふうに思います。

指定管理者の指定に当たり、選定理由として、「旭市指定管理者候補者選定委員会において、提出された事業計画書等の資料をもとに、総合的に評価し審査を行った結果、当該施設の指定管理者としての業務遂行能力を有するものとして、指定管理者候補者に選定した。」とのことであります。

二つ前ぐらいの議案でも同じような理由であって、そのままだなというふうに思いましたけれども、詳細がありましたので、進展があつて幾つか理解が深まってきているなという実感はありますが、では、詳細な募集要項、これを確認したいと思います。それから、審査した選定委員会の全委員を対象に人物紹介を求めます。例えば、委員長の職務経歴だとか、委員の中には有識者とされる方がいらっしゃると思うんですが、有する知識を確認したいと思うので、その方のご職業、それから何か役職があるのであれば、その辺をお伺いしたいと思うように思っております。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の再質疑に対して答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） すみません。選定委員のメンバーということでよろしいのでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時46分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

議案の質疑は途中ですが、午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） すみません、先ほどは失礼いたしました。

まず、1回目の質疑で少し答弁漏れがありましたので、やらさせていただきます。

滝のさと自然公園のほうなんですけれども、便益施設ということで野外のトイレ棟ですとか、水飲み・手洗いの場、あと公園のほうにはパーゴラということで、子どもたちが遊ぶ遊具があります。すみません、追加ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

2回目の設置目的等のところですが、設置目的ですけれども、単に経費の節減を図ることだけではなくて、民間事業者の有するノウハウを活用しまして、施設の利便性の向上、あと住民サービスの向上を最大限に引き出して施設の設置目的を効果的に達成することを目的として取り組んでおります。

管理の期間ですが、令和7年4月1日から5年間ということで期間を設けております。

要項ですけれども、令和6年6月14日に要項を公表しまして、6月28日に現地の説明会、6月28日から7月19日まで申請の受付、8月28日に審査、選定をしております。

あと、選定委員になります。選定委員ですが、11人、委員長以下、選定委員の方を設置させていただきます。委員長に副市長、委員ですが、市民を代表する委員としまして、青少年相談員連絡協議会から1人、あと、ボーイスカウト・ガールスカウトから代表の方を1名ずつ、市内の税理士を1名、社会教育委員から1名。あと、市の行政改革推進課長、総務課長、企画政策課長、財政課長、所管する施設の担当課長ということで私も入り、11名で審査をさせていただきます。

以上となります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、再度、旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理の指定についてであります。選定委員会の委員長が副市長であるということで、以前までは僕も賛成できなかったところが、やはり情報が薄くて、これはちょっと僕、審査に及ばないなと思ったんですけども、そこで市長、副市長にしっかりと質疑を入れたいなと思った

んですが、先ほどの答弁、感銘しました。信じておりますので、その部分は割愛して、事務的な部分に対して、再度お伺いをしたいと思います。

今回応募してくださったのが、現在指定管理を契約されている、1法人だけであったようです。当施設の管理運営に関しては、これまでも僕を含めて、当議会においては提案型の議論が度々ございまして、今定例会においても、同僚議員から一般質問の通告が複数にあり、この施設に関しての価値だとか秘めた能力を引き出すのに大注目している施設でございます。

選定委員により、総合的に評価し審査を行った結果に対しては何ら疑義はございませんが、当施設の価値や潜在能力を發揮させるような指定管理の応募が必要であったのではないかと考えています。それは、この地域の特色である体験農園や農産物加工施設の集約を含めた一体的な管理ですね。そのための設置目的の変更だとか、追加及び新たな施設整備計画などもこの応募時の公告にないことが疑問でなりません。その点に関して担当課の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対して答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 今、周辺施設の一体的な利用という形での質疑かと思えます。

おっしゃるとおり、岩井の農産物処理加工センターですとか、市民農園、キャンプ場から1キロメートル弱のところにあります。確かに近隣ではあるんですが、一体的な利用という中ではなかなか答えが出せなく、現在はキャンプ場と滝のさと自然公園のみで募集をかけている状況にあります。

利用につきましては、担当課があります。あとは利用者の方などの意見などを聞きまして、あと個別施設計画の状況ですとか、市内に類似施設がありますので、そんなことを総合的に検討させていただきながら、いい答えが出ればいいのかというところでは考えていますが、ちょっと現在はキャンプ場と滝のさと自然公園のみということとさせていただきます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第13号、指定管理者の選定、旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理者の指定についてご質疑申し上げます。

この施設は、県営ではありましたが、実は合併前の海上町において大変力を入れてこの地域、岩井の地域を、いろいろな施設を造ろうじゃないかということでもってやられて、それが一旦県のものになったわけですが、それを今度、県が合併した旭市にお返しするとか、そういう形でもって使ってくれという形で戻ってきたものです。

旧海上町の、それこそ退職した職員の方に言わせると、ここはもっともっと活用できるのに、指定管理者にしてしまって、それでもって指定管理料を2,000万円ぐらい払って、それでもっていろんな管理を全部やらしてもらおうとするのは、これは間違っているんですよ。もっと近隣の、いろんな加工施設やそういうものを総合的に使っていかなければいけないところなんです。ホームページでもって探しました。こういう地域ですね、二つに分かれているのが分かるでしょう。この地域なんです。

ですから、ここを指定管理者に使わせてしまう、これは私は間違いだと思います。それについて市当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 指定管理ということで、県から市のほうに移譲になります前になります、平成18年からこの指定管理者制度というのが、県が導入されております。その後、市に移譲されまして、市のほうでは平成26年から指定管理者制度ということで、導入させていただいております。

キャンプ場、あと附帯施設として体育館があります。こちらの利活用という中では、指定管理者を導入する前と後では、キャンプ場につきましては年間ですが、400人以上の利用客が増加しているというような、数字としては結果で出ております。これは平均的な数字になりますが、そういう形で出ております。

また、滝のさと自然公園が令和2年から指定管理ということで、キャンプ場にプラスして指定管理をさせていただいておりますが、口コミなどによりますと、そのキャンプ場の脇に大きな公園、大きな体育館があるということで、好評を得ている状態であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そういう経過は私もよく知っておりますけれども、実はここは清滝トンネルが通って非常に便利になったんですよ、今。そうすると、この使い方をもっと地元の旭市が広げて開発、その地域を本当に住みやすいところにしていく、こういうときになっ

ているから、今回、指定管理者は外しても、そういうような考え方を持たなければいけないところになっていると思いますけれども、市長か副市長、そういうお考えはありませんか。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 松木議員おっしゃるように、清滝トンネルが開通しまして、大変交通の利便性も向上いたしました。市としましては、直接ではありませんけれども、指定管理の業者と連携しながら進めていきたい、まずは今、道路整備等の計画も進めているところがございますので、直営という形ではありませんけれども、整備を進めていきたいと考えているところがございます。ご理解願います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それまで私、生きていくかどうか分かりませんが、指定管理者にして、例えば年間1,980万円払うわけでしょう。でも自主事業もありますけれども、そうではなくて、それだけのお金があったならば、市がもう少し周りのいろんなところを使いながら、もっと地元の人が使いやすい、遠くから来なくたっていいわけですよ、そういうものにしていくときに今来ているのではないかと思って、私は質疑いたしました。

いろんな細かいことは言いませんけれども、ぜひそういうことでもって、市がご検討していただきたいということを言いたくて、この質疑をしました。終わります。

○議長（飯嶋正利） 答弁は結構ですか。

松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それではお願いします。

第13号ですね、海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理ですが、参考資料の件です。前者、林議員のほうからは、出してくれるでしょうと信じているから賛成というようなことができるみたいな話がありましたが、私はやっぱり、この場に資料がないとどうも審議ができません。ですから、出していただくという方向でお願いしたいというよりも、審議をさせていただきたいと思うので、そのあたりのところをお願いいたします。それから、これ、第11号、第12号とも同じことです。同じ根拠でございます。

それと、あと指定管理料が1,980万円ということでしたが、これは市がやるとしたら、市

が管理運営するとしたら、一体幾らの経費がかかりますか。

それともう1点、私、ここの稼働率とかを以前一般質問等で聞いたんですけども、目的が青少年健全育成ということなので、ほかのところのキャンプ場と違ってアルコールが禁止されているので、稼働率自体が上がらないというか、そのところもちょっとしたネックになっているみたいな話を伺ったことがあるんですよ。

そのところって、今回、もちろん目的はそのまま青少年健全育成ですから、アルコールは駄目ということに結果なったんでしょうけれども、審査の段階で、そういった話というのは出ましたか。完全民間というか、民間を活用するとなると、結構そのあたりのところ、うまくできるのではないかというような気もするんですけども、ほかがやっているわけですから。そのあたりで、そういったふうなことの審査項目というか、考えられたかどうかお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 最初に、指定管理料の関係でお話があったかと思います。先ほども答弁させていただきましたが、指定管理につきましては、平成26年から旭市で導入をさせていただいております。そのときに、経費の節減ということで、金額等に関しては計算しておりますが、近年、コロナを境に人件費ですとか光熱水費などの経費が高騰しておりますので、そういう中で正確な数字というのはちょっとはじけないのかなという形では考えております。

今回、先ほど1,980万円ということで指定管理料のお話があったと思いますが、今回はそのような人件費ですとか光熱水費等の高騰を加味しまして、指定管理料の上限ということで、2,345万円ということで計上させていただいております。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（江波戸政和） これは、上限価格ですね。約365万円、指定管理料ということではアップをさせてもらっております。

あと、青少年健全育成の施設ということで、アルコール類の禁止ということであらうなっております。ですので、アルコールにつきましては、当所では禁止だということで今回の指定管理なんかも進んでおりますので、募集する中では、禁止の解除ということでは考えておりませんでした。

あと、意見としましては周りからそのような、解禁ではないんですけども、禁止を解く

というようなこともあるのではないかとのお話は常々いただいておりますが、その辺は慎重に検討しながらやっていきたいなと思っています。

先ほども、ちょっとロコミというお話をさせていただきましたが、リーズナブルなのに管理が行き届いていて気持ちよく過ごせるキャンプ場だったりだとか、お酒が禁止な安心なキャンプ場だとか、そんなロコミなんかもありますので、そういう声も大事にしながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 青少年健全育成が目的なので、アルコールに関しましては分かりました。

上限価格が2,345万円ということで、これの根拠、積み上げは、要するに人件費、それから光熱水費、そのあたりのところを積み上げて上限これぐらいだろうということですから、これが即、市がやるとしたらということで考えていい価格ですか。

それで、価格的に1,980万円で、400万円ぐらいが安くなっているというか、企業努力をされているということでの、360万円ぐらいですか。それが企業努力としてはじき出された金額というふうに理解していらっしゃるということでもいいんですかね。

二つ、刑部岬の展望館とこちらとをやられるということで、人件費あたりもちょっと削られるのかなというふうな気もするんですけども、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） ただいま指定管理料のお話がありまして、先ほど私の回答の仕方があまりよろしくなかったのかと思います。

これまで、指定管理料ですが現行1,980万円でやらせてもらっておりまして、今度の募集に関しましては2,345万円ということで、365万円アップしているというような形になります。

市がやったら、その金額がそうなのかなということでありました。市がやるとなれば、その2,345万円だということに言い換えられるのかなと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 今までは1,980万円でやっていたけれども、今回新たな指定管理の指

定をするということで、上限というのは違うんですね。2,345万円で管理をしてもらうということなんですか、上限なんですか。では、ここまでの経費はかけていいというような契約になるということなんですか。

そうすると、それが、市がやった場合の経費と同じ金額になるという、こういう理解でよろしいんですか。そうしましたら、自主事業をやった分というのが、いわゆるもうけになるという、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 市がやった場合の指定管理料ということで、2,345万円の提示になっています。

自主事業の場合ですと、こちらには含めない金額になります。自主事業をやっていた分に関しましては、黒字になれば、その分は事業者の利益になるというふうに考えております。

あと、このほかには施設の利用料、使用料ですね。そちらの分も加味して、この施設管理料と一緒に運営をしていただくというような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 先ほど、指定管理料の2,345万円というお話をさせていただきました。そちらに、施設の利用料、あと自主運営で利益が出ればその分加味して施設の管理運営をしていただくという形になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 前者、前々者と同じでございます。議案第13号、指定管理者の指定についてということで、通告書記載のとおり審査結果の得点が今度は1,100満点なんですよね。829.6点と、この点数が妥当な点数なのか、また、不足した点数の内容項目について何うと何うとで通告をさせていただいております。

マイナス270.4点と、計算するとこの不足の点数になるんです。その不足した内容は一体何だったのかと。ただこれ、6割でオーケーではなくて、得点取得率、1,100点満点中829.6点ですから、75.4%、計算すると、得点取得率になるかと思えます。

そうすると、これは270.4点不足なんだけれども、妥当な点数なのかといったところですね。当然妥当というふうに判断されたかと思えますけれどもね、ですのでその不足していた内容項目は一体何だったのかなと。先ほどの塚原緑地研究所ではないですか、非常に強みのある企業だというふうに捉えているんですよ。しかしながら、先ほどと同様の内容になりますけれども、弱点というふうに審査員の方が判定した、その内容は何だったのかといったことをお尋ねしたいんです。課長、よろしく願います。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、得点の関係です。キャンプ場のほうの関係は委員11名で審査しまして、総得点が1,100点になっております。各評価を点数化しまして、審査した結果、こちら最低基準を6割以上ということで設けさせていただいております。その得点は、点数にしたら660点になりますが、それを超えておりましたので妥当な点数だということで考えております。

不足分の点数の詳細につきましては、細かい内容についてはちょっと回答はできないということでご理解いただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 皆さんも、考えませんか。確かに優秀な指定管理業者、しかしながらこういったところをもうちょっと微に入り細に入り、いわゆる施設管理やってくれればなど。しかしながら、現状努力してもこういうことだろうと。ですからその辺が、5年間の契約の流れの中で、今後の指定管理業者の選定ですとか、あるいは今後契約していく中身を煮詰め

る段階での、市側の、この塚原緑地研究所に対しての契約内容のリクエスト等々に位置づいてくるのではないのかなというふうに想定するわけですがけれども、話題として出ておりますけれども、飯岡刑部岬のほうの施設管理も担当するし、海上のほうのこちらのキャンプ場のほうも施設管理運営するんですよね。大変な仕事量ではないかと思うんですよ。市としても、ざっくり年間4,000万円程度の指定管理料というものをお支払いになるんですかね、両者で。

優秀な業者といえども、これは大丈夫なのかなと、素朴にそんなふうに思ったので、企業努力で、会社を潰すわけにいかないですから、鋭意努力して一生懸命頑張るんでしょうけれども、黒字になった、先ほどの質疑と同じ内容ですね。施設のほうに充当するだとか、お金で市への還元というのはないかというふうに自分は想像したんですけれども、黒字になった場合は、市への還元をどのようにお考えかということ、次に、赤字にもしなってしまったら、ないとは言えないじゃないですか。なってしまったら財政的支援はできないと思いますけれども、赤字にってしまったら、課長、どういう対応をお取りになるつもりですか、計画ですか。

あわせて、担当課が、目が行き届かなくて、十分な管理が行き届いていないよといったことの情報ですとか、現場を確認した際に不備があったときの対応、今現在、全然考えていないということはないと思いますけれども、不備があったときの対応はどのような対応をされようとしているのか、具体的な計画があれば教えていただきたいということでございます。

簡単に365万円アップと、これまでの指定管理料1,980万円からと、400万円といたら大金ですから、あえて今の年間4,000万円程度の指定管理料を支払って、黒字になったら、赤字になったら、目が行き届かなくなったら、具体的な計画をお教えください。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、最初に、黒字、赤字ということでのお話があったかと思います。

海上キャンプ場の指定管理等につきましては、利益の還元ということではありましたが、金額として利益の還元は求めておりません。

さらに、これは当たり前の話ということではないかと思うんですが、利益が出なかった場合についても市からの補填は考えてはいない、一部協議はあるのかなと思うんですが、現段階では考えておりません。

施設の利用料、自主事業等によって収入が全て指定管理者の収入となりますので、別な言い方をすれば、多くの利益が出た場合は利用者が多くなったり、利便性が向上したのかなどということと言い換えることができるのかなと考えております。

あと、管理の関係です。管理の関係ですと、日々日常管理ですとか、そういうものを指定管理者にやってもらっております。あと、月に1度ではありますが、事業の報告を提出していただいております。

そのようなものを確認しながら、リスク分担という話ではないんですが、軽微な修繕等につきましては指定管理者のほうで対応してもらっております。一定額以上につきましては、市と協議をして修繕等をしております。あと、施設担当者として、定期的に巡回などをさせていただいて、施設の管理もさせていただいております。

あと、仮に不備な対応等があったらということでありましたが、その辺はしっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（飯嶋正利） 伊場議員、挙手を。まだもう1回できます。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 課長、今、挙手もせずにぼそぼそつぶやいてしまいましたけれども、飯岡のほうの施設も海上のほうの施設も、旭市にとっては、これは非常に有用な財産ではないですか。だからこそ、ウン千万円というお金をかけてでも管理をしていただくということでございますよね。

ですので、私も個人的に、令和7年度から向こう5年間、飯岡の刑部岬、まだちょっとイルミネーション、きれいな装飾が施されたようですけども、まだ見に行っていないんですけども、これはやっぱり、お客を呼ぶだとかあるいはまちの活性化だとか、あるいは夏場になれば子ども会の育成等々でキャンプ場を使ったりということも、体育館もありますし、非常に重要な施設だというふうに考えますので、しっかりと現場確認をしながら、大金を投入するわけですから、目を光らせて、指定管理業者に市の活性化も含めて、しっかりと管理していただきますように努力していただければと思いますけれども、この点、課長、いかがでしょうか。私も、よく見ていきたいと思えますよ。何だ、草が生えてるぞ、刈ったほうがいいんじゃないかとかね。例えばですよ、その点どうですか。しっかりと管理、市としてはと。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 施設の管理ということで、その辺につきましても、しっかりと管理していきたいと思っております。また、担当者等もおりますので、密に連携を取りながらしっかりとやっていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号の質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊場哲也議員、お願いいたします。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 先週の議案説明で、人権擁護委員の方の推薦についてというお話の中で、聞き違いがあったらごめんなさい。たしか、このたびの加瀬多喜男氏に対して、私、存じ上げませんので、面識なし、お話もしたことがないといったようなことから質疑させていただくんですけども、市民生活課長は、清廉潔白で、それから責任感旺盛というこの2点でもって、この加瀬多喜男氏を推薦いたしますということをおっしゃったのではないかと思いますけれども、現在、この議場にいらっしゃる50名弱の、私も含めてですけども、皆さん、清廉潔白で責任感旺盛ではないですか。

でも、あえて人権擁護委員として推薦するよということですので、この加瀬多喜男氏の具体的な、ボランティアでやって、大変本当にありがとうございます、お疲れさまでございますということなんですけれども、具体的な功労ですとか、あるいは、この人はねって、もう既に2期終わって過去にこんなことをやったんだよという特筆すべき成果があれば教えていただきたいということで、質疑に設定させていただきました。通告をさせていただきました。よろしくどうぞお願いします。課長、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 本議案で、人権擁護委員として同意を求めた方は、平成31年4月に人権擁護委員に委嘱され、現在2期目を務められております。法務局や市役所で開催する人権に開催する相談や、市内小・中学校での人権教室の開催、また、街頭啓発活動など、人権啓発活動にご尽力をいただいている方です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） たしか旭市内には、人権擁護委員ボランティアとして活躍くださっている方が10名いらっしゃるかと思います。日本全国では1万4,000人いるんだそうです。その中で、課長、ジェンダーバランス、これは法務省のほうが進捗しておりますが、その点は特に問題ないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 男女比については非常に私どもとしても気にしているところがございます。男女比がなるべく5対5になるように人選を進めてまいりたいと考えておりますけれども、新規でなられる方について、お願いに行きますと断られてしまうケースも結構ありますので、努力はしておりますけれども、まだそこに至っていないというのが現状です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。

加瀬多喜男氏は、これまで人権擁護委員会の10人のうちの会長もされていたということ、そして男女のバランスについても、今、課長の答弁いただきましたけれども、女性、10人のうち4人いらっしゃいますよね。ですので、個人的にはまずまずなのかなというふうに考えますけれども、課長は5人ということをもしかしたら希求しているのかもしれませんが、そういったことで、市当局の担当者の考えということでお伺いさせていただきました。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号の質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、議案第15号、専決処分の承認について質疑を行います。

10ページの2款4項3目衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査費2,800万円についてであります。この補正予算は、10月9日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関わる経費を専決処分されたものです。

委託料の中に、看板書替委託料、システム改修委託料、ポスター掲示場設置撤去委託料とありますが、この3点の詳細についてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、ただいまのご質疑、12節の委託料の中の3点につきましてご説明申し上げます。

まず、看板書替委託料8万5,000円につきましては、国道126号沿いに設置してあります選挙啓発看板1基につきまして、看板表示内容を選挙統一標語に書き換えるために計上したものでございます。選挙ごとに、こちらのほうは書換えを行っております。

続きまして、システム改修委託料16万5,000円につきましては、開票所で使用する開票集計システムの改修作業のために計上したものでございまして、こちらは法改正による様式等の変更に対応するためということでございます。

続きまして、ポスター掲示場設置撤去委託料206万円につきましては、ポスター掲示場の設置と撤去作業のために計上したものでございます。市内を3地域に分けて、こちらは建築土木業者等に委託しているものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） ただいま説明いただきました、看板の書換えをされているということで、ごめんなさい、僕もちょっと認識が浅くて何のことか全然分からなかったんですけども、選挙のたびに書き換えているということが分かりました。

すみません、場所とか大きさをまず聞いてみたいなど、そのように思うわけでありまして、あと、選挙関連経費を市長の専決によりまして予算執行をされているわけですが、今回の投票率に対する見解を、今回米本市長に聞いてみたいなど、そのように思うんですね。投票率

が、市長のお考えではいかがなものであるのか、これは公式の場で、県のほうも、その辺、どのように市長が考えておられるのかというのはちょっと気になる部分だと思いますので、公的なこの場面で聞いてみたいなど、そのように思います。準備が整ったようでありとうございます。

その上で、市長の見解を聞いた上で、すみません、僕もよく分からなかった看板書換えやポスター掲示場の研究や取り組みが必要であったんだろうなと思うわけでありまして、併せてお伺いしたいのですが、来年は旭市の市長選挙がありますので、その点に関してはちょっと担当課長に見識をお伺いしたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私からは、投票率の推移についてどのような見解をとということでお答えを申し上げます。衆議院議員の選挙に限ってということによろしいでしょうか。

衆議院議員、直近3回を見ますと、平成29年10月22日は小選挙区、比例区ともに46%ほどでございました。令和3年10月31日はどちらも51.86%で、今回、令和6年10月27日は48.94%、48.95%ということで、令和3年度と比較しますと若干下がっておりますけれども、平成29年度から見ますと高くなっております。

やはり、これは選挙の構図といいますか、興味関心、この地域、全部が衆議院ですから、小選挙区はこの地域に関連するわけですが、あるいは候補者の人数とかどういった方が出られるか、そういったことも影響してくるのかなとは考えておりますが、いずれにいたしましても民意を広く酌み取るという点では少しでも高くしていくような努力は、引き続き続けていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうからは看板書換えの、看板のほうの場所とか大きさですけれども、こちら、場所につきましては、鎌数地先のビッグハウス前に立っております。高さ4メートル、横が60センチメートルということで、選挙のよく統一標語みたいな、そういうものが書いてあるものでございます。

それとあともう一つ、来年度に向けた、投票率向上に向けた取り組みということでございますが、今回の衆議院議員の総選挙に関しましては、短い期間の中で執行せざるを得なかったということで、投票率の向上に向けた十分な検討が難しかった面も多少ありますということで、予算執行に当たっては、しっかりと今回対応できているものと、そのように考えてお

りますが、今後につきましても、投票率向上に向けた工夫などにつきましては、きちんと予算計上した中で対応できるように努めてまいりたいと、そんなふうを考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） よく分かりまして、よかったですね、市長に見解を聞けて。やっぱり当選同期であうんの呼吸といいますか、しっかりとしたご答弁、こんなにはっきり言っていただけなんだと、よかったですと思います。

衆議院はいつでも短いんです、今回特にですけれどもね。やっぱり、もうちょっと、僕もはっきり分かりませんでした。どこの看板をどう直している予算なのか。これは本当なので、もうちょっと研究していただきたいと、投票率向上、先ほど市長がおっしゃられたこと、すばらしいことを言っていたので、その辺お願いしたいんですけれども、ポスター掲示場所についてであります、数年前に投票所の再編が行われて、250か所のポスター掲示から、現在152か所に少なくなっております。1市3町が合併したことと、人口減少地域であるので、このことは適当であると考えますけれども、しかしながら今回の投票率を鑑みますと、ほかに対策が必要ではないのかなと、そのように思うんですね。

そこで、投票率向上に対する考えと、この予算執行の見解をまとめて、再度、今定例会最後に質疑として担当課に伺いたいと、そのように思いますのでお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、選挙の投票率向上に向けた、こちらの選挙管理委員会の取り組みということでございますけれども、今現在、進めているものですが、期日前投票所のみで行っております受付システム、これはパソコンを使っております。

そちらのシステムのほうを、今度は当日、投票日当日の受付システムというものも導入を予定しながら、そちらの投票者の年代別だとか性別だとかを分析しながら、これらのデータを用いて調査研究しながら、投票率向上につなげていければと、そのような工夫も考えております。

毎回毎回の選挙の費用でございますけれども、当然、こちら選挙執行に当たりましては、公明かつ適正な選挙執行のために、効率的に予算執行できるように、常に努力しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

---

◎追加日程 議案第14号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利） おはかりいたします。議案第14号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思っておりますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第14号は、人事案件でありますので討論を省略し、採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第14号は同意することに決しました。

---

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案の付託をいたします。

議案第1号から議案第13号までと議案第15号、議案第16号の15議案を、配付してあります  
付託議案分担表により所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、12月18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は12月11日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時57分